

令和4年厚木市議会第4回会議（9月定例会議）提出案件一覧表

- 報告第8号 令和3年度厚木市一般会計継続費精算報告について
- 報告第9号 令和3年度厚木市公共用地取得事業特別会計継続費精算報告について
- 報告第10号 令和3年度決算に基づく厚木市健全化判断比率について
- 報告第11号 令和3年度決算に基づく厚木市病院事業資金不足比率について
- 報告第12号 令和3年度決算に基づく厚木市公共下水道事業資金不足比率について
- 報告第13号 専決処分報告について（飯山地区の住居表示実施に伴う関係条例の整理に関する条例）
- 議案第44号 教育委員会委員の任命について
- 議案第45号 農業委員会委員の任命について
- 議案第46号 農業委員会委員の任命について
- 議案第47号 農業委員会委員の任命について
- 議案第48号 農業委員会委員の任命について
- 議案第49号 農業委員会委員の任命について
- 議案第50号 農業委員会委員の任命について
- 議案第51号 農業委員会委員の任命について
- 議案第52号 農業委員会委員の任命について
- 議案第53号 農業委員会委員の任命について
- 議案第54号 農業委員会委員の任命について
- 議案第55号 農業委員会委員の任命について
- 議案第56号 農業委員会委員の任命について
- 議案第57号 農業委員会委員の任命について
- 議案第58号 令和3年度厚木市一般会計歳入歳出決算について
- 議案第59号 令和3年度厚木市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算について
- 議案第60号 令和3年度厚木市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について
- 議案第61号 令和3年度厚木市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 議案第62号 令和3年度厚木市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 議案第63号 令和3年度厚木市病院事業会計決算について
- 議案第64号 令和3年度厚木市公共下水道事業会計決算について
- 議案第65号 厚木市環境基本条例の一部を改正する条例について
- 議案第66号 厚木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第67号 市道路線の廃止及び認定について
- 議案第68号 市道路線の認定について

- 議案第69号 市道路線の認定について
議案第70号 市道路線の認定について
議案第71号 市道路線の廃止について
議案第72号 市道路線の廃止について
議案第73号 市道路線の廃止について
議案第74号 市道路線の廃止について
議案第75号 厚木市と愛川町との住民票の写しの相互交付事務の委託の廃止に係る協議について
議案第76号 厚木市と清川村との住民票の写しの相互交付事務の委託の廃止に係る協議について
議案第77号 令和4年度厚木市一般会計補正予算（第5号）
議案第78号 令和4年度厚木市一般会計補正予算（第6号）

◎ 令和4年度厚木市教育委員会点検評価報告書の提出について

報告第8号

令和3年度厚木市一般会計継続費精算報告について

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年9月1日提出

厚木市長 小林 常 良

令和 3 年度 厚 木 市

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 支出済額
				年割額	左 の 財 源 内 訳			一般財源	
					特 定 財 源				
					国 県 支出金	地方債	その他		
40 土 木 費	20 都 市 計 画 費	厚 木 環 状 3 号 線 (第 2 工 区) 街 路 整 備 事 業	30	330,000,000	35,000,000	292,000,000		3,000,000	127,270,000
			元	770,000,000	100,000,000	663,300,000		6,700,000	668,740,264
			2	1,615,000,000	173,750,000	1,427,500,000		13,750,000	1,174,445,840
			3	1,035,000,000	83,420,000	941,900,000		9,680,000	1,778,999,196
			計	3,750,000,000	392,170,000	3,324,700,000		33,130,000	3,749,455,300
45 消 防 費	5 消 防 費	南 毛 利 分 署 新 築 事 業	2	104,121,000	3,497,000	94,300,000		6,324,000	73,355,500
			3	399,734,000	7,000,000	365,000,000		27,734,000	430,499,500
			計	503,855,000	10,497,000	459,300,000		34,058,000	503,855,000
		相 川 分 署 新 築 事 業	元	21,661,000		20,200,000		1,461,000	
			2	133,976,000		125,500,000		8,476,000	142,218,120
			3	436,905,000		408,500,000		28,405,000	449,823,880
			計	592,542,000		554,200,000		38,342,000	592,042,000

一般会計継続費精算報告書

(単位：円)

績				比較				
左の財源内訳				年割額と 支出済額 の差	左の財源内訳			
特定財源			一般財源		特定財源			一般財源
国県 支出金	地方債	その他			国県 支出金	地方債	その他	
	125,900,000		1,370,000	202,730,000	35,000,000	166,100,000		1,630,000
35,000,000	627,200,000		6,540,264	101,259,736	65,000,000	36,100,000		159,736
100,000,000	1,063,500,000		10,945,840	440,554,160	73,750,000	364,000,000		2,804,160
236,024,000	1,507,200,000		35,775,196	△ 743,999,196	△ 152,604,000	△ 565,300,000		△ 26,095,196
371,024,000	3,323,800,000		54,631,300	544,700	21,146,000	900,000		△ 21,501,300
3,497,000	64,000,000		5,858,500	30,765,500	0	30,300,000		465,500
11,901,000	391,500,000		27,098,500	△ 30,765,500	△ 4,901,000	△ 26,500,000		635,500
15,398,000	455,500,000		32,957,000	0	△ 4,901,000	3,800,000		1,101,000
				21,661,000		20,200,000		1,461,000
	133,200,000		9,018,120	△ 8,242,120		△ 7,700,000		△ 542,120
	420,700,000		29,123,880	△ 12,918,880		△ 12,200,000		△ 718,880
	553,900,000		38,142,000	500,000		300,000		200,000

報告第9号

令和3年度厚木市公共用地取得事業特別会計継続費精算報告について

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年9月1日提出

厚木市長 小林 常 良

令和 3 年 度 厚 木 市 公 共 用 地 取 得

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 支出済額
				年割額	左 の 財 源 内 訳			一般財源	
					特 定 財 源				
					国 県 支出金	地方債	その他		
10 公共用地 先行取得 事業費	5 公共用地 先行取得 事業費	厚木環状2号線 用地取得事業	28	91,000,000		86,000,000		5,000,000	61,441,779
			29	194,380,000		177,800,000		16,580,000	147,807,459
			30	41,230,000		37,300,000		3,930,000	18,244,024
			元	44,156,000		40,100,000		4,056,000	143,271,986
			2	9,372,000		8,300,000		1,072,000	9,371,774
			3	28,492,000		25,800,000		2,692,000	244,989
			計	408,630,000		375,300,000		33,330,000	380,382,011

事業特別会計継続費精算報告書

(単位：円)

績				比				
左の財源内訳				年割額と 支出済額 の差	左の財源内訳			
特定財源			一般財源		特定財源			一般財源
国県 支出金	地方債	その他			国県 支出金	地方債	その他	
	57,000,000		4,441,779	29,558,221		29,000,000		558,221
	136,600,000		11,207,459	46,572,541		41,200,000		5,372,541
	16,400,000		1,844,024	22,985,976		20,900,000		2,085,976
	131,200,000		12,071,986	△ 99,115,986		△ 91,100,000		△ 8,015,986
	8,300,000		1,071,774	226		0		226
			244,989	28,247,011		25,800,000		2,447,011
	349,500,000		30,882,011	28,247,989		25,800,000		2,447,989

報告第10号

令和3年度決算に基づく厚木市健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく厚木市健全化判断比率を、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

(単位：%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
厚木市の比率	—	—	2.7	42.0
早期健全化基準	11.27	16.27	25.0	350.0

令和4年9月1日提出

厚木市長 小林常良

令和 3 年度

厚木市健全化判断比率審査意見書

厚木市監査委員

令和4年8月17日

厚木市長 小林 常 良 様

厚木市監査委員 石 井 勝

厚木市監査委員 渡 邊 毅 弘

厚木市監査委員 遠 藤 浩 一

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる
事項を記載した書類の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、審査に付された令和3年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出する。

令和3年度厚木市健全化判断比率審査意見書

第1 監査等の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく審査

第2 審査の対象

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の期間

令和4年7月11日から令和4年8月12日まで

第4 審査の方法

審査に当たっては、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第5 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	令和元年度	令和2年度	令和3年度
① 実質赤字比率	— %	— %	— %
	11.25 %	11.25 %	11.27%
② 連結実質赤字比率	— %	— %	— %
	16.25 %	16.25 %	16.27%
③ 実質公債費比率	2.6 %	2.5 %	2.7 %
	25.0 %		
④ 将来負担比率	38.9 %	39.7 %	42.0 %
	350.0 %		

※ 各項目の上段は厚木市、下段は早期健全化基準値を表している。

※ 上記表中の「—」はそれぞれ実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを表している。なお、「0」と表示しないのは、実質赤字比率及び連結実質赤字比率がマイナス比率(実質収支の黒字等)となるためである。

報告第11号

令和3年度決算に基づく厚木市病院事業資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく厚木市病院事業資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

(単位：%)

区 分	資 金 不 足 比 率
厚木市の比率	——
経営健全化基準	20.0

令和4年9月1日提出

厚木市長 小林 常 良

令和 3 年度

厚木市資金不足比率審査意見書

病院事業会計

厚木市監査委員

令和4年8月17日

厚木市長 小林 常 良 様

厚木市監査委員 石 井 勝

厚木市監査委員 渡 邊 毅 弘

厚木市監査委員 遠 藤 浩 一

令和3年度厚木市病院事業会計決算に基づく資金不足比率及び
その算定の基礎となる事項を記載した書類の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、
審査に付された令和3年度厚木市病院事業会計決算に基づく資金不足比率及び
その算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり
意見を提出する。

令和3年度厚木市病院事業会計資金不足比率審査意見書

第1 監査等の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づく審査

第2 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の期間

令和4年7月11日から令和4年8月12日まで

第4 審査の方法

審査に当たっては、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第5 審査の結果

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

比率名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
資金不足比率	— %	— %	— %
	20.0 %		

※ 上段は厚木市、下段は経営健全化基準値を表している。

※ 上記表中の「—」は、資金不足がないことを表している。なお、「0」と表示しないのは、資金不足比率がマイナス比率(資金余剰)となるためである。

報告第12号

令和3年度決算に基づく厚木市公共下水道事業資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく厚木市公共下水道事業資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

(単位：%)

区 分	資 金 不 足 比 率
厚木市の比率	——
経営健全化基準	20.0

令和4年9月1日提出

厚木市長 小林 常 良

令和 3 年度

厚木市資金不足比率審査意見書

公共下水道事業会計

厚木市監査委員

令和4年8月17日

厚木市長 小林 常 良 様

厚木市監査委員 石 井 勝

厚木市監査委員 渡 邊 毅 弘

厚木市監査委員 遠 藤 浩 一

令和3年度厚木市公共下水道事業会計決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、審査に付された令和3年度厚木市公共下水道事業会計決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見を提出する。

令和3年度厚木市公共下水道事業会計資金不足比率審査意見書

第1 監査等の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づく審査

第2 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の期間

令和4年7月11日から令和4年8月12日まで

第4 審査の方法

審査に当たっては、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第5 審査の結果

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

比率名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
資金不足比率	— %	— %	— %
	20.0 %		

※ 上段は厚木市、下段は経営健全化基準値を表している。

※ 上記表中の「—」は、資金不足がないことを表している。なお、「0」と表示しないのは、資金不足比率がマイナス比率(資金余剰)となるためである。

報告第13号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

1 専決処分した事項

飯山地区の住居表示の実施に伴い、関係条例における公共施設の位置等の表示を変更するため、別紙のとおり専決処分した。

2 専決番号

専決第2号

3 専決処分日

令和4年8月15日

令和4年9月1日提出

厚木市長 小林 常 良

飯山地区の住居表示実施に伴う関係条例の整理に関する条例

(厚木市立の学校の設置に関する条例の一部改正)

第1条 厚木市立の学校の設置に関する条例(昭和39年厚木市条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1厚木市立小鮎小学校の項中「飯山2,360番地」を「飯山南4丁目9番1号」に改める。

別表第2厚木市立小鮎中学校の項中「飯山2,367番地」を「飯山南4丁目9番2号」に改める。

(厚木市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 厚木市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和40年厚木市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表厚木市北消防署の項中「飯山 上古沢」を「飯山 飯山南一丁目 飯山南二丁目 飯山南三丁目 飯山南四丁目 飯山南五丁目 上古沢」に改める。

(厚木市立児童館条例の一部改正)

第3条 厚木市立児童館条例(昭和42年厚木市条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表厚木市立古松台児童館の項中「飯山2,116番地の189」を「飯山南5丁目37番6号」に改める。

(厚木市立公民館条例の一部改正)

第4条 厚木市立公民館条例(昭和46年厚木市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表厚木市立小鮎公民館の項中「飯山3,526番地の2」を「飯山南1丁目46番5号」に改める。

(厚木市立社会教育集会所条例の一部改正)

第5条 厚木市立社会教育集会所条例(昭和61年厚木市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条の表厚木市立白山集会所の項中「飯山3296番地4」を「飯山南1丁目18番24号」に改める。

(厚木市立放課後児童クラブ条例の一部改正)

第6条 厚木市立放課後児童クラブ条例(平成27年厚木市条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表厚木市立小鮎放課後児童クラブの項中「飯山2360番地」を「飯山南4丁目9番1号」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月11日から施行する。

議案第44号

教育委員会委員の任命について

厚木市教育委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住 所 厚木市戸室2丁目
氏 名 山 本 正 彦 様
昭和41年生まれ

令和4年9月1日提出

厚木市長 小 林 常 良

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、同意を求める。

議案第45号

農業委員会委員の任命について

厚木市農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住 所 厚木市金田
氏 名 井 上 慎 一 様
昭和23年生まれ

令和4年9月1日提出

厚木市長 小 林 常 良

提案理由

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、同意を求める。

議案第46号

農業委員会委員の任命について

厚木市農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住 所 厚木市下津古久
氏 名 内 海 則 行 様
昭和30年生まれ

令和4年9月1日提出

厚木市長 小 林 常 良

提案理由

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、同意を求める。

議案第47号

農業委員会委員の任命について

厚木市農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住 所 愛甲郡清川村煤ヶ谷
氏 名 大 矢 和 人 様
昭和38年生まれ

令和4年9月1日提出

厚木市長 小 林 常 良

提案理由

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、同意を求める。

議案第48号

農業委員会委員の任命について

厚木市農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住 所 厚木市妻田西3丁目
氏 名 小池よし子様
昭和28年生まれ

令和4年9月1日提出

厚木市長 小林常良

提案理由

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、同意を求める。

議案第49号

農業委員会委員の任命について

厚木市農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住 所 厚木市林3丁目
氏 名 鈴木好弘様
昭和30年生まれ

令和4年9月1日提出

厚木市長 小林常良

提案理由

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、同意を求める。

議案第50号

農業委員会委員の任命について

厚木市農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住 所 厚木市戸田
氏 名 清 田 徳 治 様
昭和26年生まれ

令和4年9月1日提出

厚木市長 小 林 常 良

提案理由

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、同意を求める。

議案第51号

農業委員会委員の任命について

厚木市農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住 所 厚木市上荻野
氏 名 曾 根 義 久 様
昭和23年生まれ

令和4年9月1日提出

厚木市長 小 林 常 良

提案理由

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、同意を求める。

議案第52号

農業委員会委員の任命について

厚木市農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住 所 厚木市上荻野
氏 名 高 澤 友 紀 子 様
昭和30年生まれ

令和4年9月1日提出

厚木市長 小 林 常 良

提案理由

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、同意を求める。

議案第53号

農業委員会委員の任命について

厚木市農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住 所 厚木市愛甲東3丁目
氏 名 早 川 曉 様
昭和28年生まれ

令和4年9月1日提出

厚木市長 小 林 常 良

提案理由

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、同意を求める。

議案第54号

農業委員会委員の任命について

厚木市農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住 所 厚木市飯山
氏 名 松 前 進 様
昭和21年生まれ

令和4年9月1日提出

厚木市長 小 林 常 良

提案理由

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、同意を求める。

議案第55号

農業委員会委員の任命について

厚木市農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住 所 厚木市小野
氏 名 三 橋 澄 夫 様
昭和27年生まれ

令和4年9月1日提出

厚木市長 小 林 常 良

提案理由

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、同意を求める。

議案第56号

農業委員会委員の任命について

厚木市農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住 所 厚木市飯山
氏 名 山 川 宏 司 様
昭和33年生まれ

令和4年9月1日提出

厚木市長 小 林 常 良

提案理由

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、同意を求める。

議案第57号

農業委員会委員の任命について

厚木市農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住 所 厚木市山際
氏 名 湯 舟 武 様
昭和24年生まれ

令和4年9月1日提出

厚木市長 小 林 常 良

提案理由

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、同意を求める。

議案第58号

令和3年度厚木市一般会計歳入歳出決算について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度厚木市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月1日提出

厚木市長 小林 常 良

議案第59号

令和3年度厚木市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度厚木市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月1日提出

厚木市長 小林 常 良

議案第60号

令和3年度厚木市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度厚木市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月1日提出

厚木市長 小林 常 良

議案第61号

令和3年度厚木市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度厚木市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月1日提出

厚木市長 小林 常 良

議案第62号

令和3年度厚木市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度厚木市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月1日提出

厚木市長 小林 常 良

議案第63号

令和3年度厚木市病院事業会計決算について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度厚木市病院事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月1日提出

厚木市長 小林 常 良

議案第64号

令和3年度厚木市公共下水道事業会計決算について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度厚木市公共下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月1日提出

厚木市長 小林 常 良

議案第65号

厚木市環境基本条例の一部を改正する条例について

厚木市環境基本条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年9月1日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

カーボンニュートラルの実現に向け、基本理念の一部を改めるため、本条例の一部を改正する。

厚木市環境基本条例の一部を改正する条例

厚木市環境基本条例（平成30年厚木市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「低炭素社会（化石燃料に依存しない社会経済構造の確立により、二酸化炭素その他の温室効果ガスの排出量を少なく抑えた環境への負荷が少ない社会）」を「脱炭素社会（人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第66号

厚木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年9月1日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

南部産業拠点（酒井地区）地区計画の都市計画決定に伴い、当該地区の建築物に関する制限を追加するため、本条例の一部を改正する。

厚木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

厚木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成4年厚木市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条の2の次に次の1条を加える。

（建築物の容積率の最高限度）

第5条の3 別表第3の3（い）欄に掲げる地区内の建築物の容積率は、同表（う）欄に掲げる数値以下でなければならない。

第7条第2項中「の建築物」の次に「（南部産業拠点（酒井地区）地区整備計画区域内の産業系地区A-1及び産業系地区Bにおける建築物を除く。）」を、「12メートル」の次に「（南部産業拠点（酒井地区）地区整備計画区域内の非産業系地区における建築物にあつては5メートル）」を加える。

第8条及び第9条第1項第1号中「第5条」の次に「及び第5条の3」を加える。

第12条第1項第2号中「第5条の2第1項」の次に「、第5条の3」を加える。

別表第1に次のように加える。

南部産業拠点（酒井地区）地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された厚木都市計画南部産業拠点（酒井地区）地区計画において地区整備計画が定められた区域
----------------------	---

別表第2 森の里東地区地区整備計画区域の項製造関連施設地区の項中「以下同じ」を「以下この項から流通業務施設地区の項までにおいて同じ」に改め、同表に次のように加える。

南部産業拠点（酒井地区）地区整備計画区域	産業系地区A-1	<p>(1) 法別表第2（を）項に掲げる建築物以外の建築物（次号に掲げる建築物を除く。）</p> <p>(2) 次に掲げる建築物以外の建築物（前号に掲げる建築物を除く。）</p> <p>ア 住宅又は共同住宅</p> <p>イ 寄宿舍又は下宿（産業系地区A-1内で業務を営むものが従業員のために設置する研修施設を除く。）</p> <p>ウ 店舗、飲食店その他これらに類するもの（工場、事務所等に附属するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以下のものを除く。）</p> <p>エ ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類するもの</p>
----------------------	----------	--

- オ カラオケボックスその他これに類するもの
- カ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- キ 図書館、博物館その他これらに類するもの
- ク 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- ケ 公衆浴場
- コ 診療所（南部産業拠点（酒井地区）地区整備計画区域内で就業する従業員のための施設を除く。以下この項から産業系地区A－4の項までにおいて同じ。）
- サ 保育所その他これに類するもの（主として南部産業拠点（酒井地区）地区整備計画区域内で就業する従業員のための施設を除く。以下この項から産業系地区A－5の項までにおいて同じ。）
- シ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
- ス 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
- セ 自動車教習所
- ソ 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。以下この項から産業系地区A－5の項までにおいて同じ。）
- タ 畜舎（その用途に供する部分の床面積の合計が15平方メートルを超えるものに限る。以下この項から産業系地区A－5の項までにおいて同じ。）
- チ 法別表第2（る）項第1号(1)から(3)まで、(11)又は(12)に掲げる事業を営む工場
- ツ 政令第130条の9第1項の表準工業地域欄に定める数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供するもの
- テ 卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令第130条の2の2に定める処理施設

産業系地区A-2	<p>(1) 法別表第2(を)項に掲げる建築物以外の建築物(次号に掲げる建築物を除く。)</p> <p>(2) 次に掲げる建築物以外の建築物(前号に掲げる建築物を除く。)</p> <p>ア 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>イ 店舗、飲食店その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの</p> <p>ウ ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類するもの</p> <p>エ カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>オ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>カ 図書館、博物館その他これらに類するもの</p> <p>キ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>ク 公衆浴場</p> <p>ケ 診療所</p> <p>コ 保育所その他これに類するもの</p> <p>サ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>シ 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>ス 自動車教習所</p> <p>セ 自動車車庫</p> <p>ソ 畜舎</p> <p>タ 法別表第2(る)項第1号(1)から(3)まで、(11)又は(12)に掲げる事業を営む工場</p> <p>チ 政令第130条の9第1項の表準工業地域欄に定める数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p> <p>ツ 卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令第130条の2の2に定める処理施設</p>
----------	---

産業系地区A-3	<p>(1) 法別表第2(を)項に掲げる建築物以外の建築物(次号に掲げる建築物を除く。)</p> <p>(2) 次に掲げる建築物以外の建築物(前号に掲げる建築物を除く。)</p> <p>ア 住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿</p> <p>イ 店舗、飲食店その他これらに類するもの(工場、事務所等に附属するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものを除く。)</p> <p>ウ ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類するもの</p> <p>エ カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>オ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>カ 図書館、博物館その他これらに類するもの</p> <p>キ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>ク 公衆浴場</p> <p>ケ 診療所</p> <p>コ 保育所その他これに類するもの</p> <p>サ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>シ 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>ス 自動車教習所</p> <p>セ 自動車車庫</p> <p>ソ 畜舎</p> <p>タ 法別表第2(る)項第1号(1)から(13)まで又は(15)から(31)までに掲げる事業を営む工場</p> <p>チ 政令第130条の9第1項の表準工業地域欄に定める数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p> <p>ツ 卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令第130条の2の2に定める処理施設</p>
----------	--

産業系地区A-4	<p>(1) 法別表第2(を)項に掲げる建築物以外の建築物(次号に掲げる建築物を除く。)</p> <p>(2) 次に掲げる建築物以外の建築物(前号に掲げる建築物を除く。)</p> <p>ア 住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿</p> <p>イ 店舗、飲食店その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの</p> <p>ウ ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類するもの</p> <p>エ カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>オ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>カ 図書館、博物館その他これらに類するもの</p> <p>キ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>ク 公衆浴場</p> <p>ケ 診療所</p> <p>コ 保育所その他これに類するもの</p> <p>サ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>シ 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>ス 自動車教習所</p> <p>セ 自動車車庫</p> <p>ソ 畜舎</p> <p>タ 法別表第2(る)項第1号(1)から(13)まで又は(15)から(31)までに掲げる事業を営む工場</p> <p>チ 政令第130条の9第1項の表準工業地域欄に定める数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p> <p>ツ 卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令第130条の2の2に定める処理施設</p>
----------	---

産業系地区A-5	<p>(1) 法別表第2(を)項に掲げる建築物以外の建築物(次号に掲げる建築物を除く。)</p> <p>(2) 次に掲げる建築物以外の建築物(前号に掲げる建築物を除く。)</p> <p>ア 住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿</p> <p>イ 店舗、飲食店その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの</p> <p>ウ ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類するもの</p> <p>エ カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>オ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>カ 図書館、博物館その他これらに類するもの</p> <p>キ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>ク 公衆浴場</p> <p>ケ 保育所その他これに類するもの</p> <p>コ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>サ 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>シ 自動車教習所</p> <p>ス 自動車車庫</p> <p>セ 畜舎</p> <p>ソ 法別表第2(る)項第1号(1)から(13)まで又は(15)から(31)までに掲げる事業を営む工場</p> <p>タ 政令第130条の9第1項の表準工業地域欄に定める数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p> <p>チ 卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令第130条の2の2に定める処理施設</p>
----------	--

産業系地区B	<ul style="list-style-type: none"> (1) 店舗、飲食店その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下のもの (2) 事務所その他これに類するもののうち2階以下で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以下のもの (3) 診療所 (4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (5) 保育所その他これに類するもの（主として南部産業拠点（酒井地区）地区整備計画区域内で就業する従業員のための施設に限る。） (6) 倉庫（自家用倉庫でその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以下のものに限る。） (7) 畜舎（その用途に供する部分の床面積の合計が15平方メートル以下のものに限る。） (8) 政令第130条の6に定める工場 (9) 政令第130条の9第1項の表準住居地域欄に定める数量以下の危険物の貯蔵又は処理に供するもの (10) 前各号の建築物に附属するもの（政令第130条の5の5に定めるものを除く。）
非産業系地区	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令第130条の3に定めるもの (3) 診療所 (4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (5) 法別表第2（ち）項第2号から第4号までに掲げるもの (6) 前各号の建築物に附属するもの（政令第130条の5に定めるものを除く。）

別表第3に次のように加える。

南部産業拠点（酒井地区）地区整備計画区域	非産業系地区	10分の5（法第53条第3項第2号に該当するものにあつては、10分の6）
----------------------	--------	--------------------------------------

別表第3の2に次のように加える。

南部産業拠点（酒井地区）地区整備計画区域	産業系地区A-1	5,000平方メートル。ただし、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地については、この限りでない。
----------------------	----------	---

別表第3の2の次に次の1表を加える。

別表第3の3（第5条の3関係）

(あ) 区域	(い) 地区	(う) 建築物の容積率の最高限度
南部産業拠点（酒井地区）地区整備計画区域	非産業系地区	10分の10

別表第4に次のように加える。

南部産業拠点（酒井地区）地区整備計画区域	産業系地区A-1	南部産業拠点（酒井地区）地区計画の地区整備計画において定められた壁面の位置の制限
	産業系地区A-2	南部産業拠点（酒井地区）地区計画の地区整備計画において定められた壁面の位置の制限
	産業系地区A-3	南部産業拠点（酒井地区）地区計画の地区整備計画において定められた壁面の位置の制限
	産業系地区A-4	南部産業拠点（酒井地区）地区計画の地区整備計画において定められた壁面の位置の制限
	産業系地区A-5	南部産業拠点（酒井地区）地区計画の地区整備計画において定められた壁面の位置の制限
	産業系地区B	南部産業拠点（酒井地区）地区計画の地区整備計画において定められた壁面の位置の制限

	非産業系地区	南部産業拠点（酒井地区）地区計画の地区整備計画において定められた壁面の位置の制限
--	--------	--

別表第5に次のように加える。

南部産業拠点（酒井地区）地区整備計画区域	産業系地区A-1	建築物の各部分から本厚木下津古久線の反対側の境界線までの水平距離に0.9を乗じて得た数値
	産業系地区B	(1) 建築物の各部分から本厚木下津古久線の反対側の境界線までの水平距離に0.9を乗じて得た数値 (2) 建築物の各部分から厚木都市計画南部産業拠点（酒井地区）地区計画の区域の境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えた数値
	非産業系地区	10メートル

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第67号

市道路線の廃止及び認定について

次のとおり市道路線を廃止し、及び認定する。

1 廃止

整理番号	路線名	起点 (地先)	図面番号
		終点 (地先)	
H-98	下荻野子合頭3号線	下荻野字子合頭837番1	1・3
		下荻野字子合頭849番	

2 認定

整理番号	路線名	起点 (地先)	図面番号
		終点 (地先)	
H-643	下荻野子合頭14号線	下荻野字子合頭837番1	2・4・5
		下荻野字子合頭849番2	

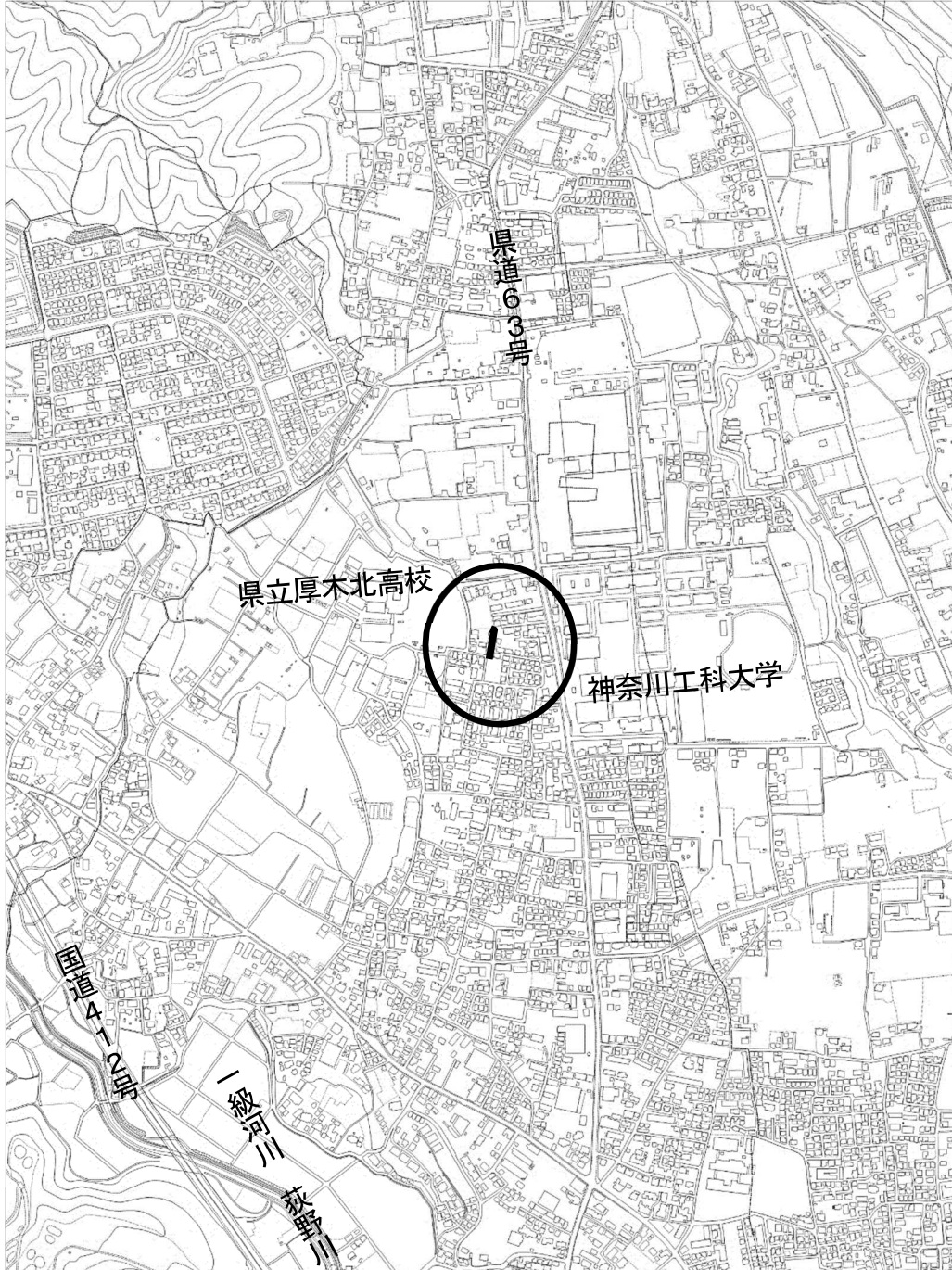
令和4年9月1日提出

厚木市長 小林常良

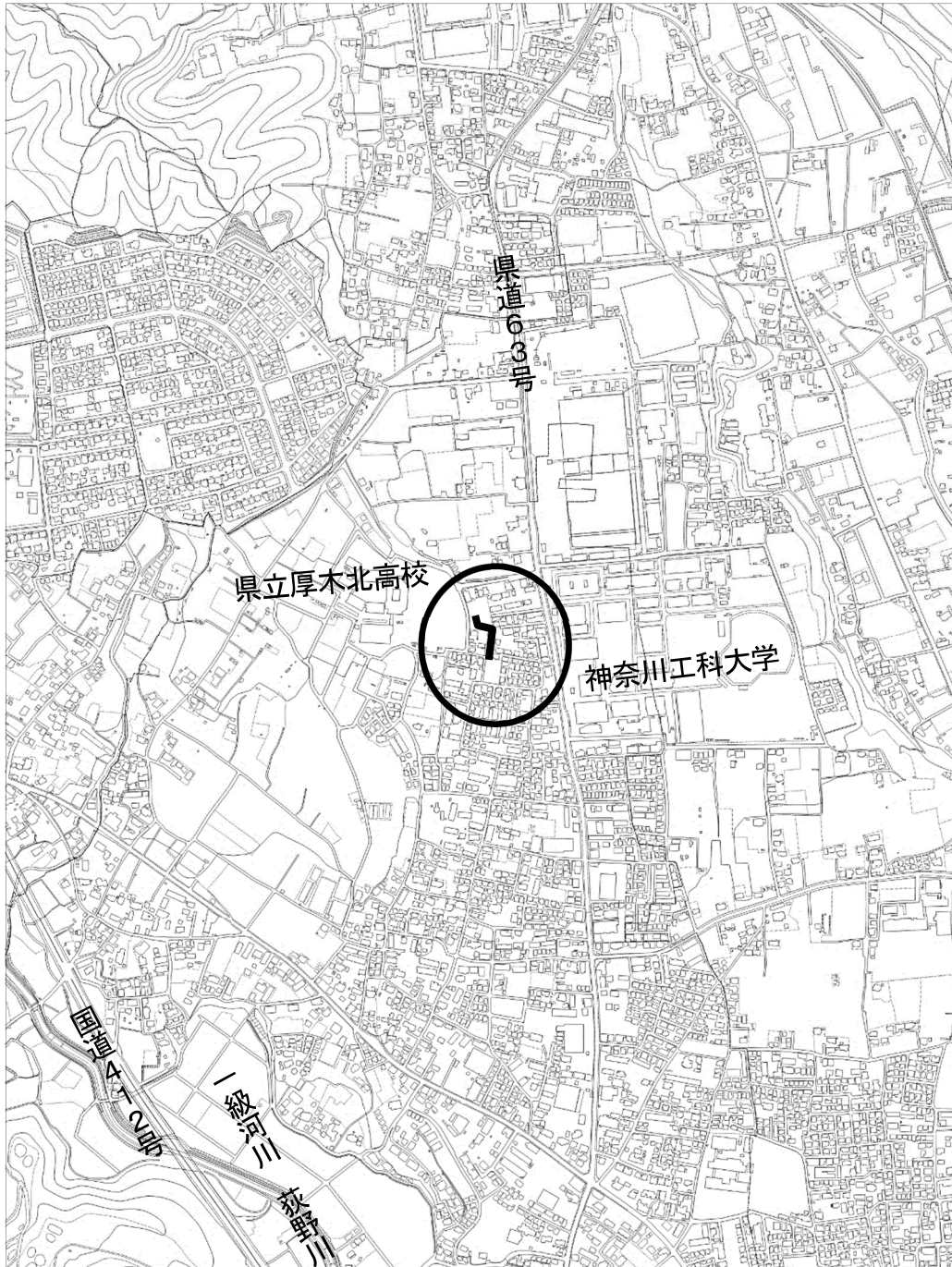
提案理由

開発行為に伴い、市道路線を廃止し、及び認定するため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議決を求める。




廃止路線 位置図

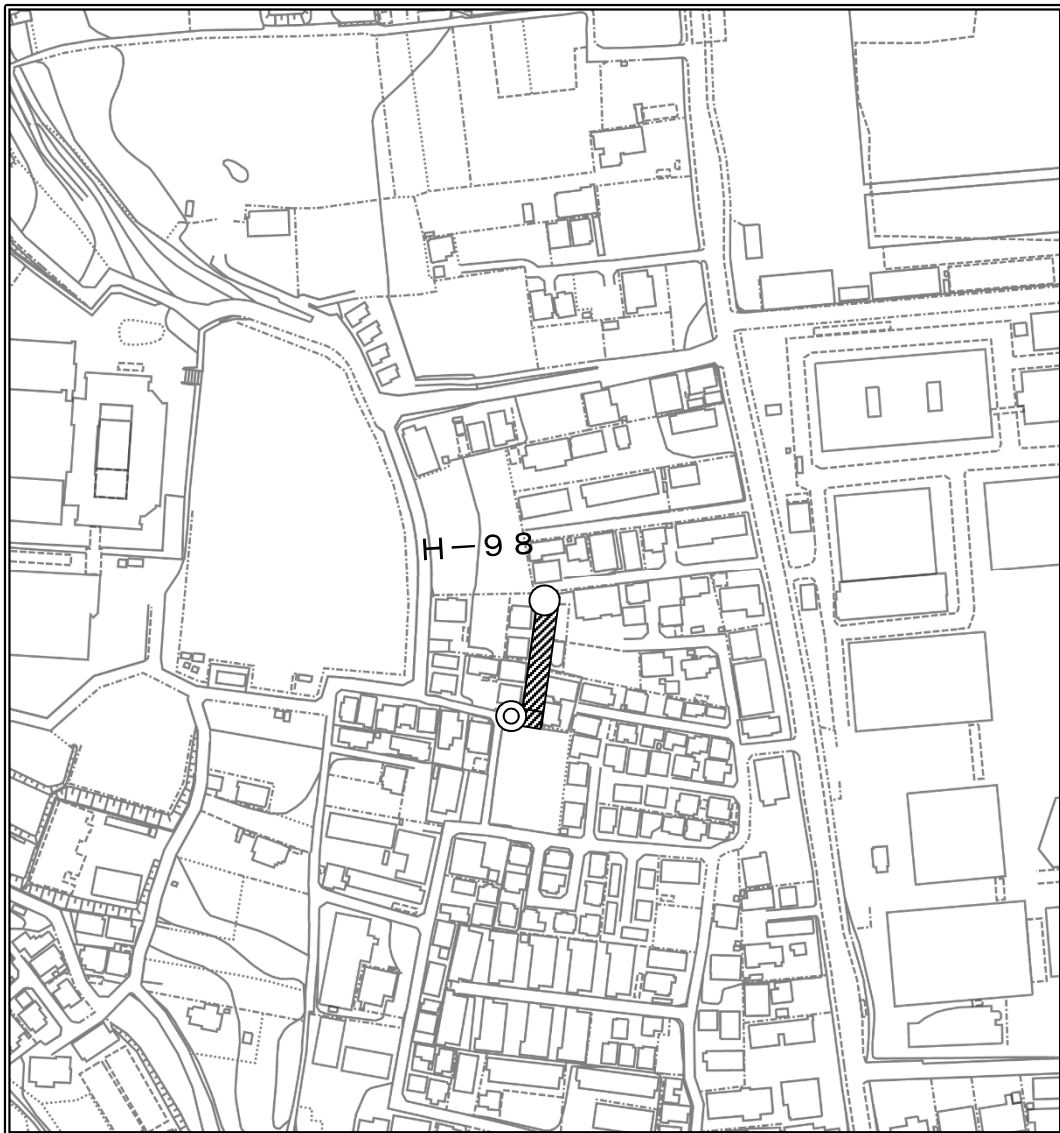


認定路線 位置図



市道路線廃止図

凡 例	
	廃止路線
	起 点
	終 点







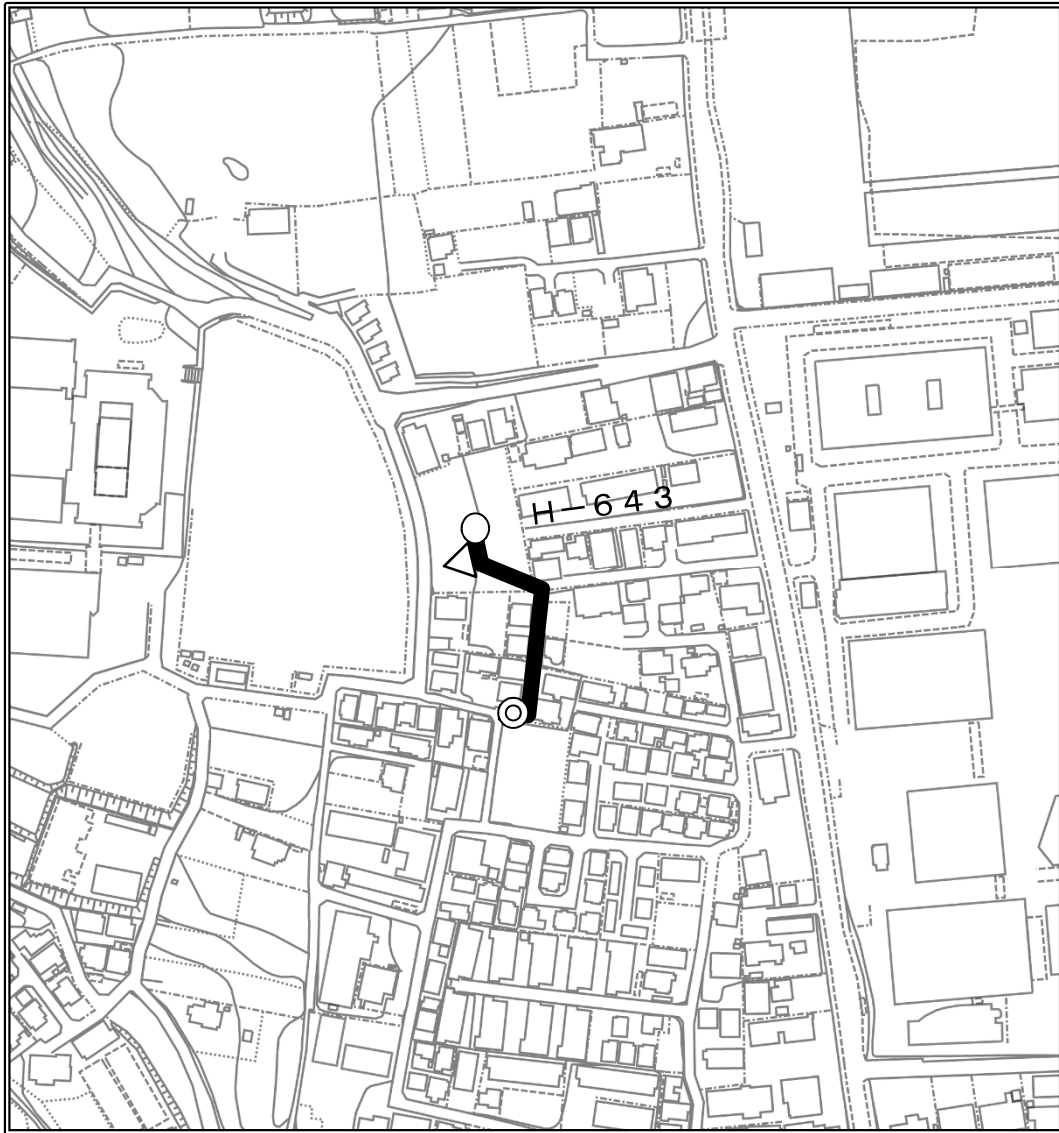
市道路線の廃止に係る道路の延長及び幅員

種類及び 整理番号	路 線 名	延 長 (m)	幅 員 (m)
一般市道 H-98	下荻野子合頭3号線	59.6	4.0

市道路線認定図

Hブロック

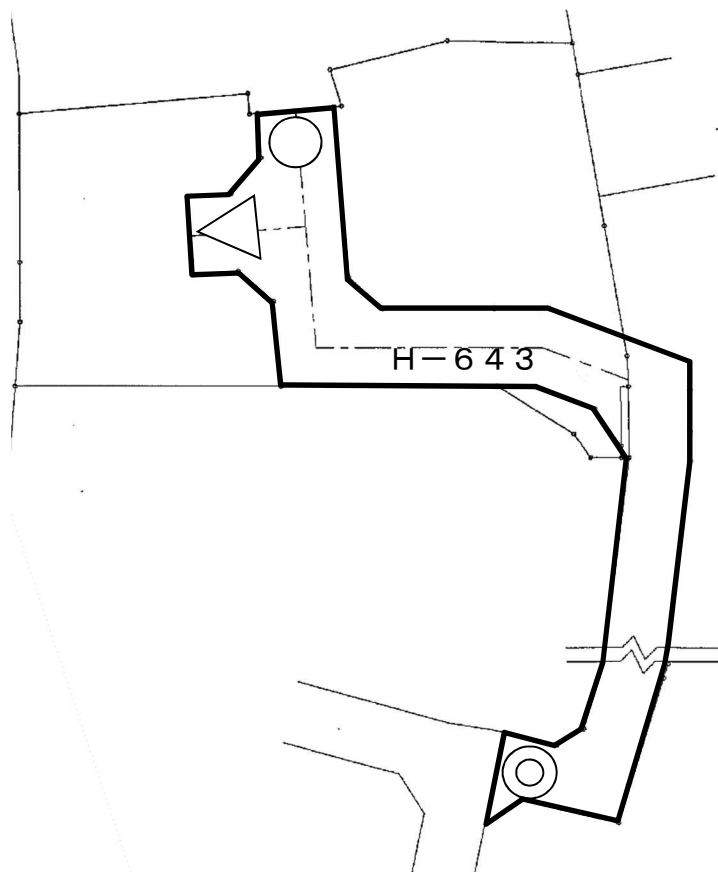
凡 例	
	認定路線
	起 点
	終 点
	転回広場



市道路線の認定に係る道路の延長及び幅員

種類及び 整理番号	路 線 名	延 長 (m)	幅 員 (m)
一般市道 H-643	下荻野子合頭14号線	95.5	4.0~5.0

参 考 図



H-643

延長=95.5m

幅員=4.0m

~5.0m

◎ 起点

○ 終点

△ 転回広場

議案第68号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

整理番号	路線名	起点(地先)	図面番号
		終点(地先)	
J-1085	下古沢竹ノ花10号線	下古沢字竹ノ花578番	1・2
		下古沢字竹ノ花559番1	

令和4年9月1日提出

厚木市長 小林常良

提案理由

道路新設改良事業に伴い、市道路線を認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議決を求める。

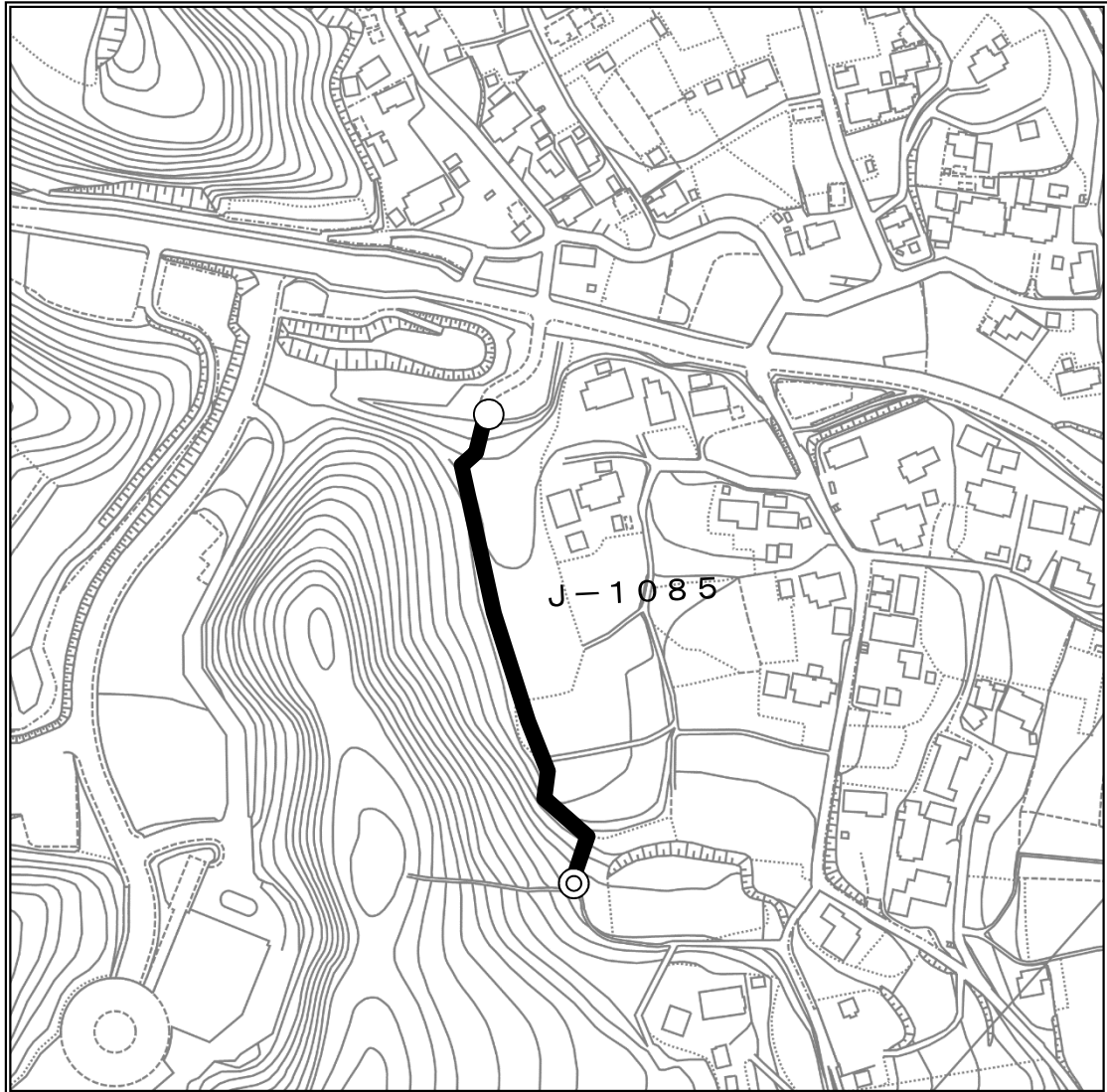
位置図



市道路線認定図

Jブロック

凡 例	
■	認定路線
◎	起 点
○	終 点



市道路線の認定に係る道路の延長及び幅員

種類及び 整理番号	路 線 名	延 長 (m)	幅 員 (m)
一般市道 J-1085	下古沢竹ノ花10号線	235.2	6.0

議案第69号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

整理番号	路線名	起点 (地先)	図面番号
		終点 (地先)	
D-749	下荻野西下原13号線	下荻野字下西原1289番8	1~3
		下荻野字下西原1291番11	

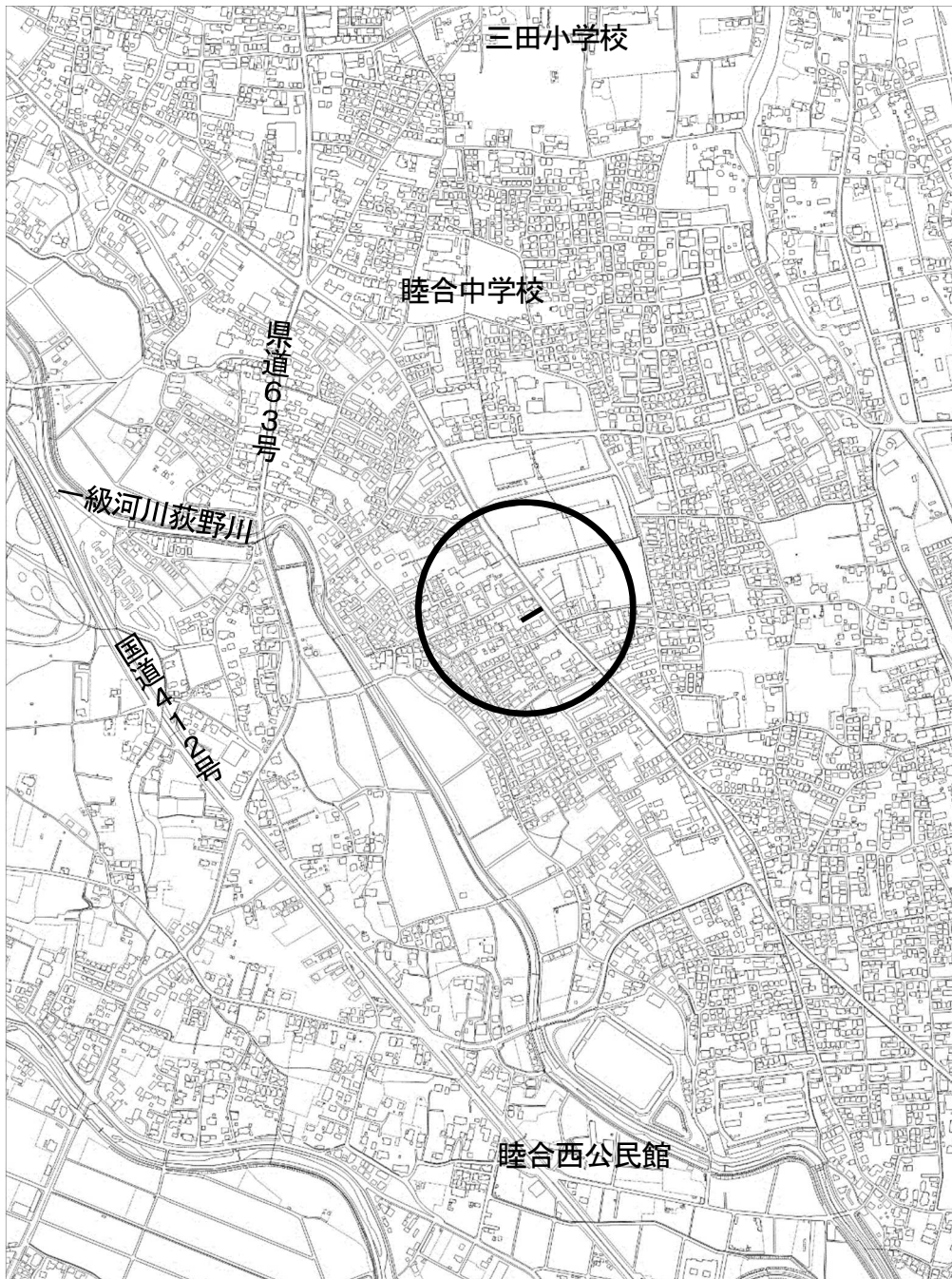
令和4年9月1日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

開発行為に伴い、市道路線を認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議決を求めらる。





位置図

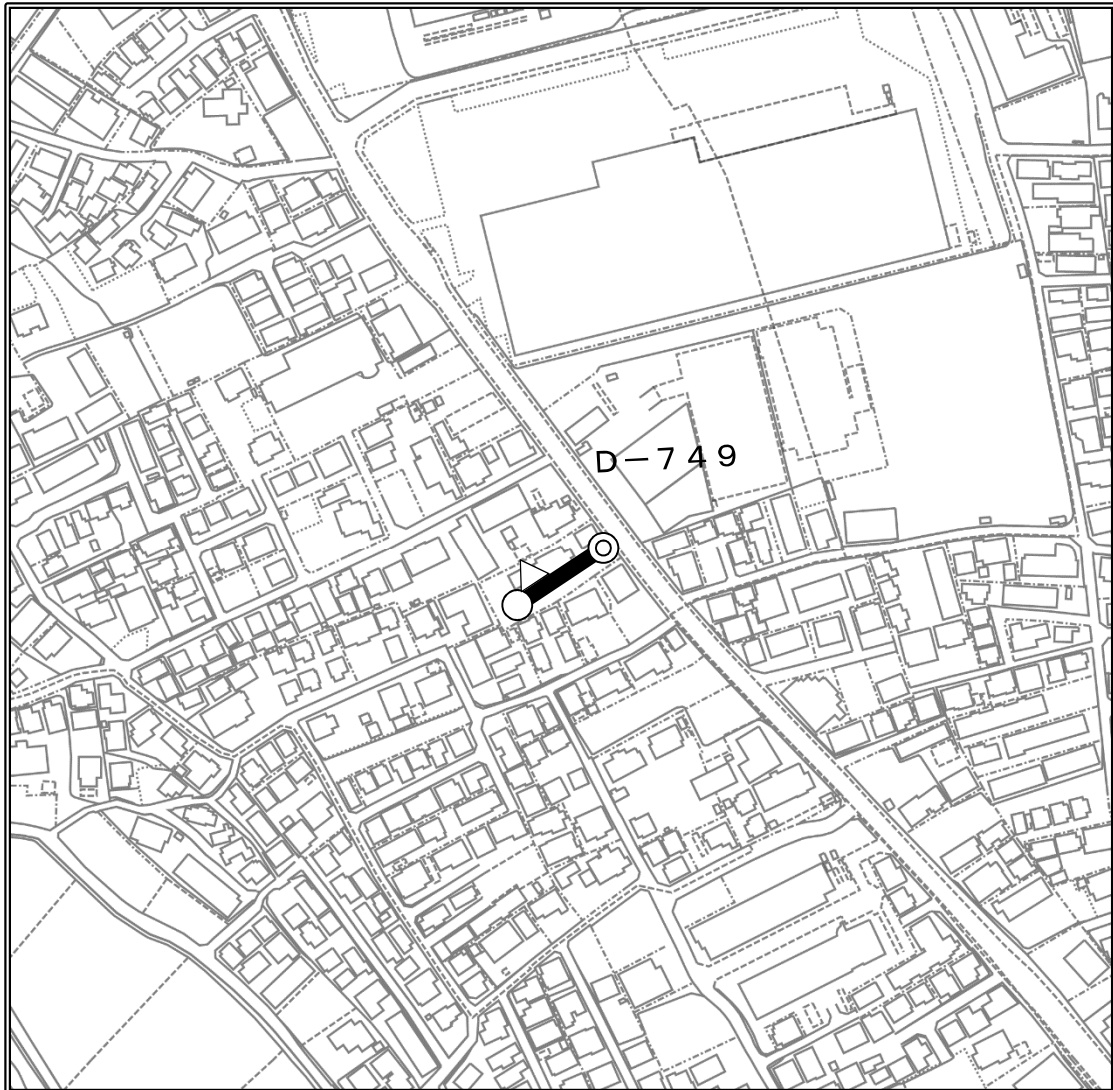


図面番号 2

市道路線認定図

Dブロック

凡 例	
	認定路線
	起 点
	終 点
	転回広場

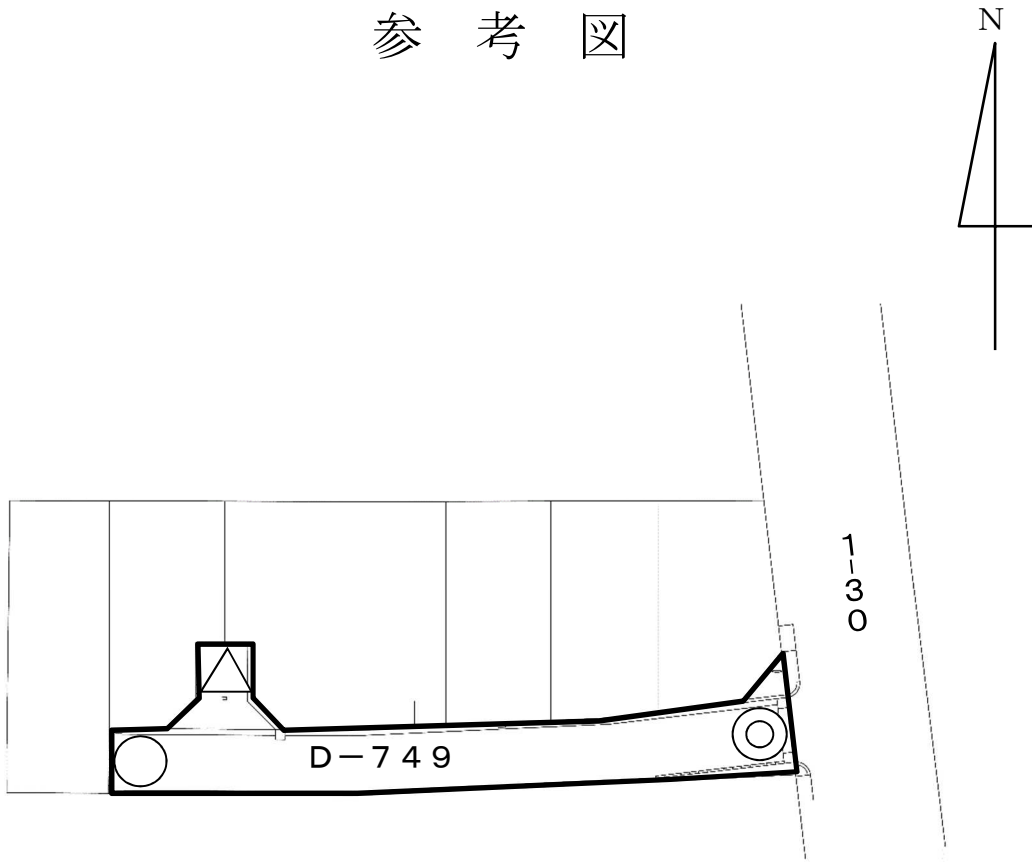


市道路線の認定に係る道路の延長及び幅員

種類及び 整理番号	路 線 名	延 長 (m)	幅 員 (m)
一般市道 D-749	下荻野西下原13号線	47.4	4.5

図面番号 3

参 考 図



D-749

延長=47.4m

幅員=4.5m

◎ 起点

○ 終点

△ 転回広場

議案第70号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

整理番号	路線名	起点(地先)	図面番号
		終点(地先)	
G-478	上落合堤下9号線	上落合字堤下397番12	1~3
		上落合字堤下399番9	

令和4年9月1日提出

厚木市長 小林常良

提案理由





開発行為に伴い、市道路線を認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議決を求める。

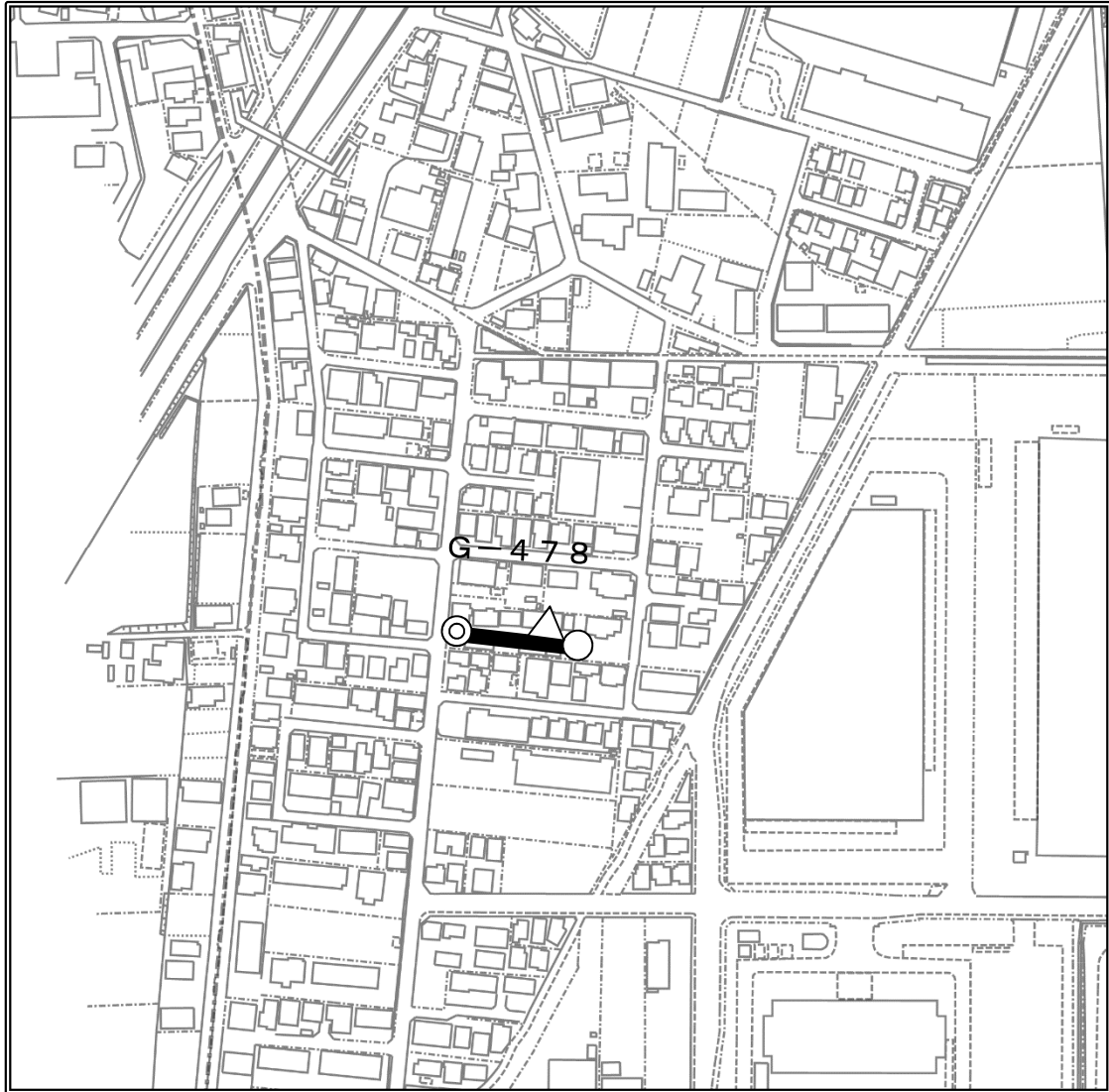
位置図



市道路線認定図

Gブロック

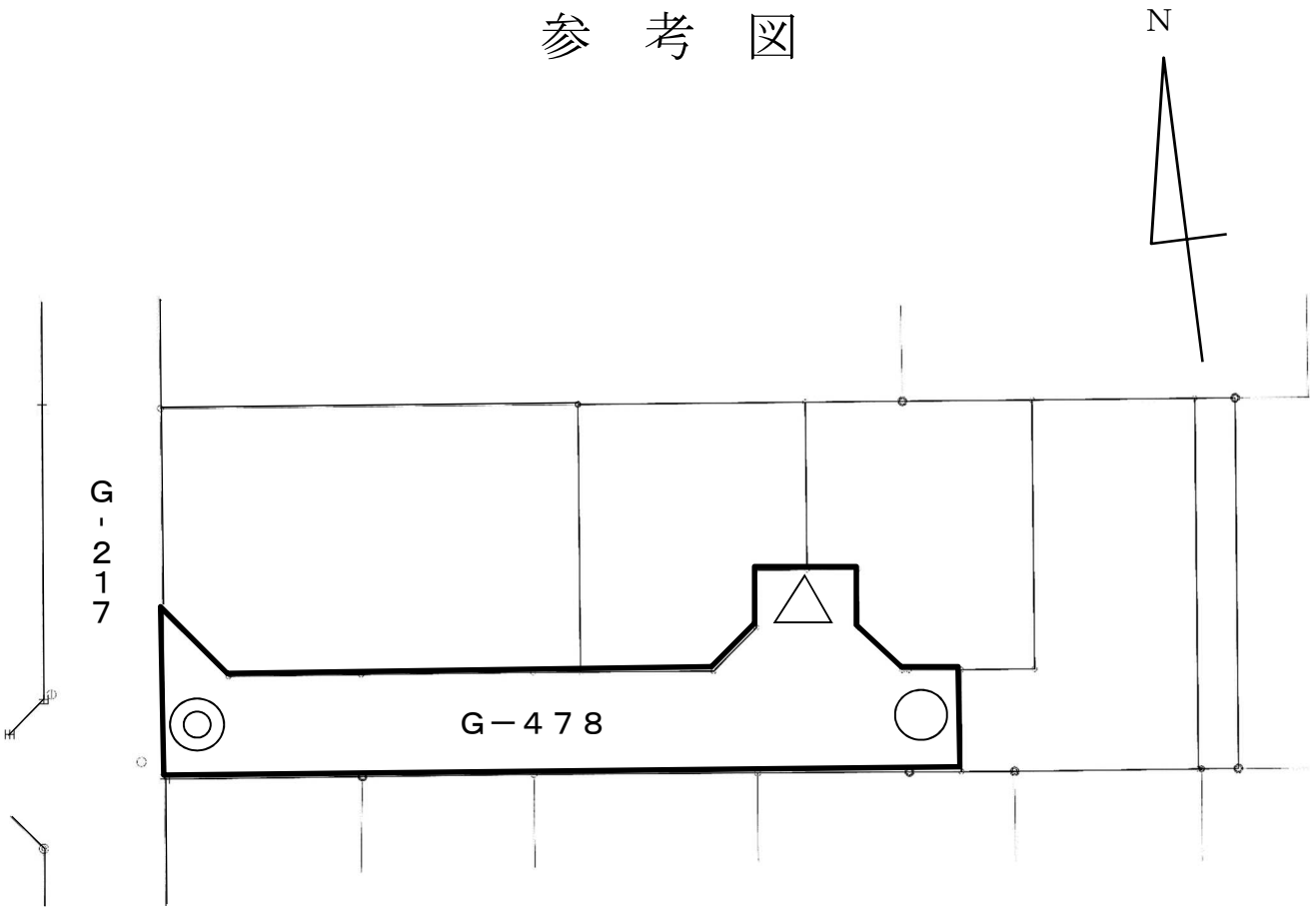
凡 例	
	認定路線
	起 点
	終 点
	転回広場



市道路線の認定に係る道路の延長及び幅員

種類及び 整理番号	路 線 名	延 長 (m)	幅 員 (m)
一般市道 G-478	上落合堤下9号線	39.1	5.0

参 考 図



G-478

延長=39.1m

幅員=5.0m

◎ 起点

○ 終点

△ 転回広場

議案第71号

市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

整理番号	路線名	起点(地先)	図面番号
		終点(地先)	
B-466	上依知上谷戸3号線	上依知字上谷戸434番	1・2
		上依知字上谷戸421番	

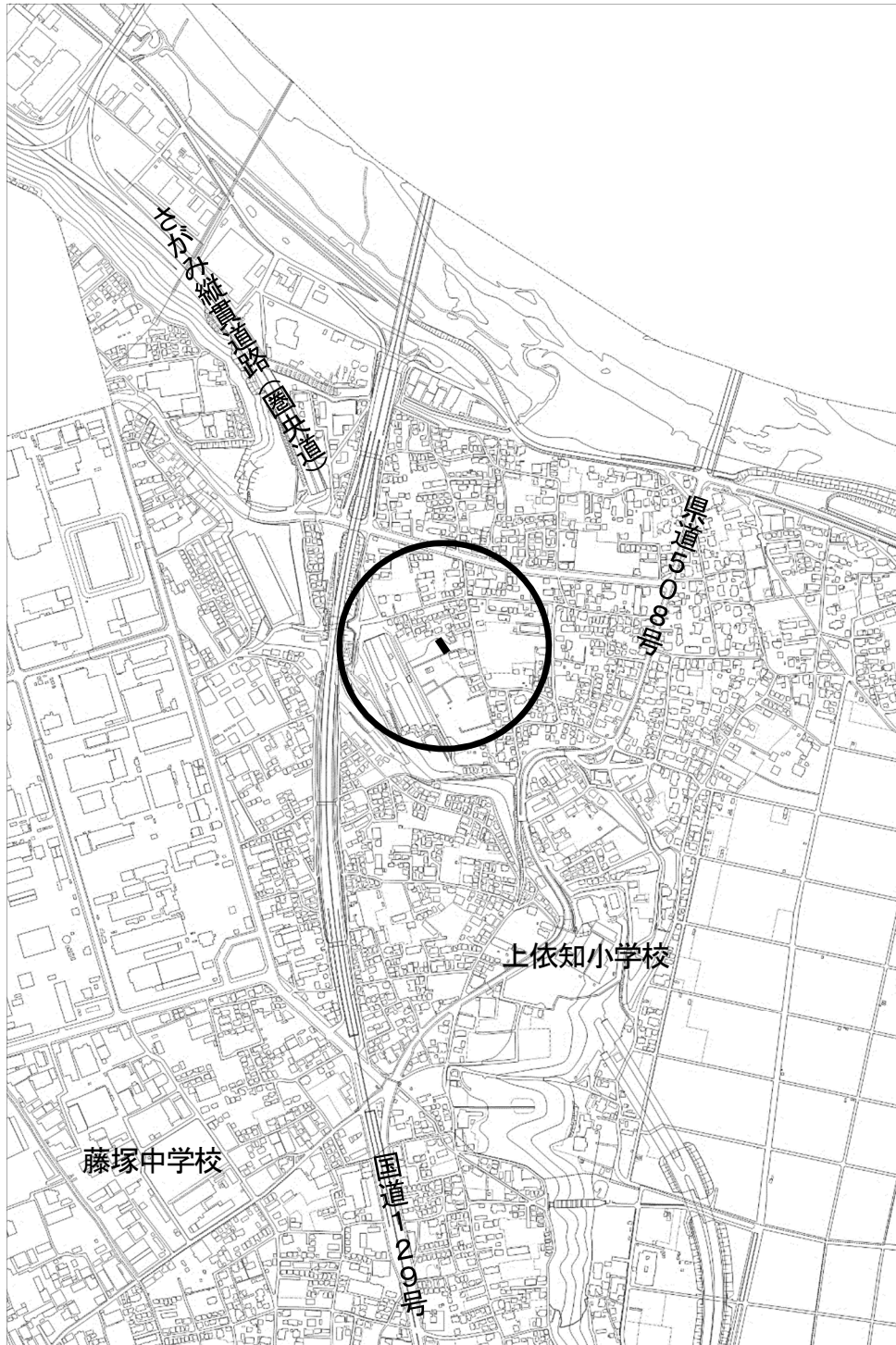
令和4年9月1日提出

厚木市長 小林常良

提案理由




開発行為に伴い、市道路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により、議決を求める。

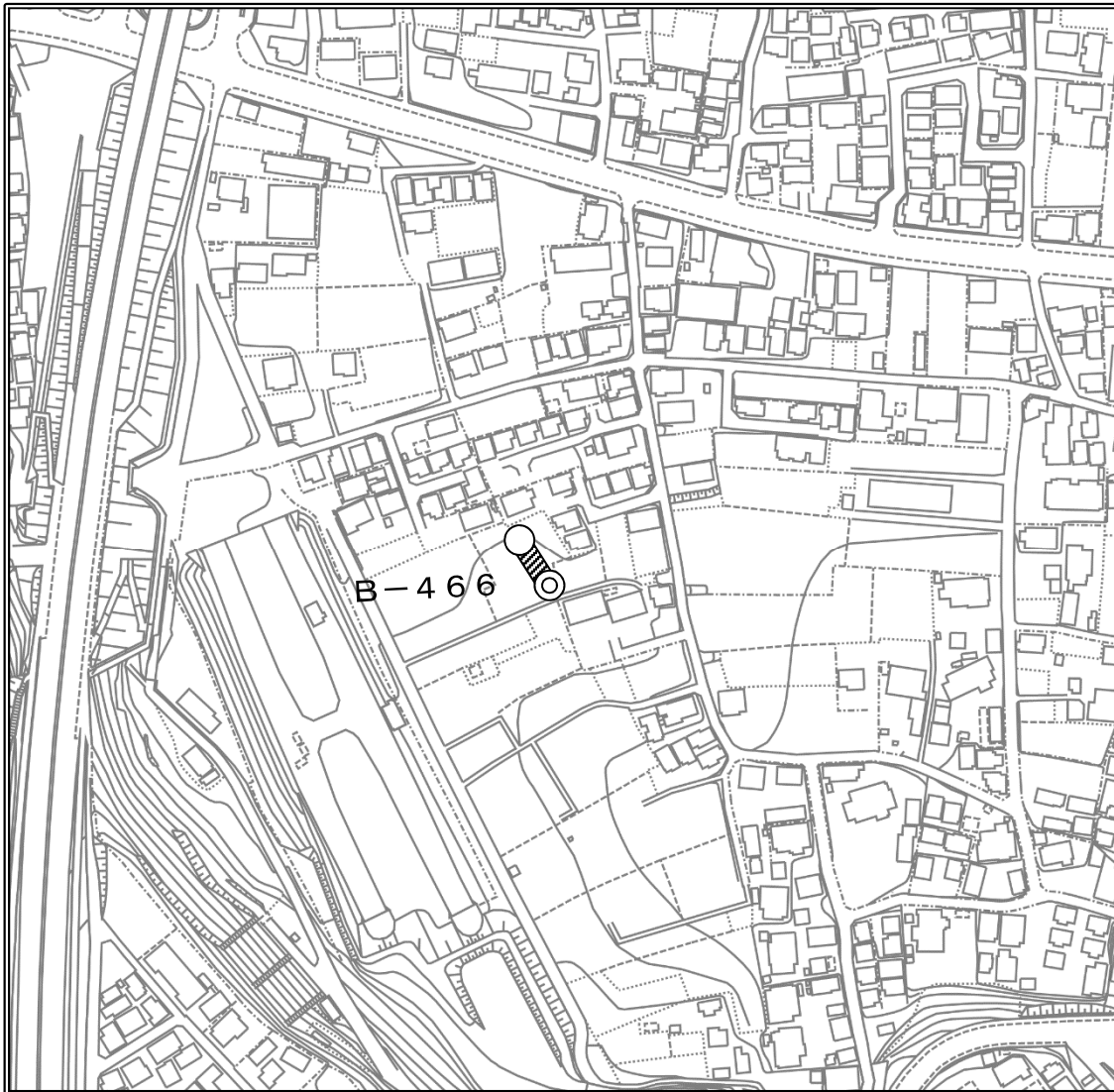
位置図



図面番号 2

市道路線廃止図

凡 例	
	認定路線
	起 点
	終 点



市道路線の廃止に係る道路の延長及び幅員

種類及び 整理番号	路 線 名	延 長 (m)	幅 員 (m)
一般市道 B-466	上依知上谷戸3号線	28.0	1.82

議案第72号

市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

整理番号	路線名	起点(地先)	図面番号
		終点(地先)	
H-340	上荻野王子原5号線	上荻野字王子原1226番	1・2
		上荻野字王子原1224番1	

令和4年9月1日提出

厚木市長 小林常良

提案理由




払下申請に伴い、市道路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により、議決を求める。

位置図



図面番号 2

市道路線廃止図

凡 例	
	廃止路線
	起 点
	終 点



市道路線の廃止に係る道路の延長及び幅員

種類及び 整理番号	路 線 名	延 長 (m)	幅 員 (m)
一般市道 H-340	上荻野王子原5号線	25.2	3.42~5.0

議案第73号

市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

整理番号	路線名	起点(地先)	図面番号
		終点(地先)	
I-192	中荻野尖山1号線	中荻野字尖山1183番イ	1・2
		中荻野字尖山1184番	
I-200	中荻野尖山3号線	中荻野字尖山1186番	1・2
		中荻野字尖山1184番	

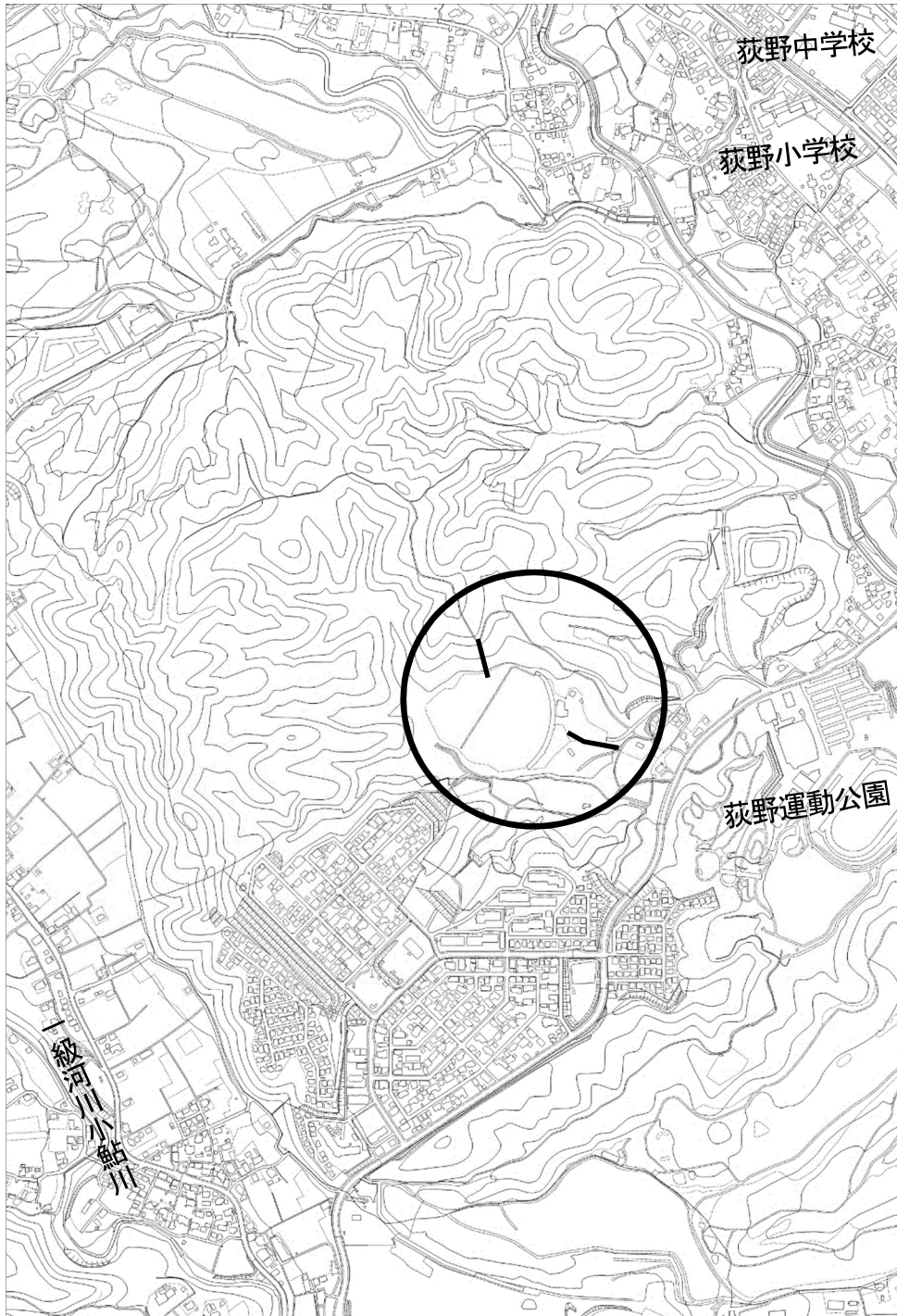
令和4年9月1日提出

厚木市長 小林常良

提案理由




払下申請に伴い、市道路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により、議決を求めらる。

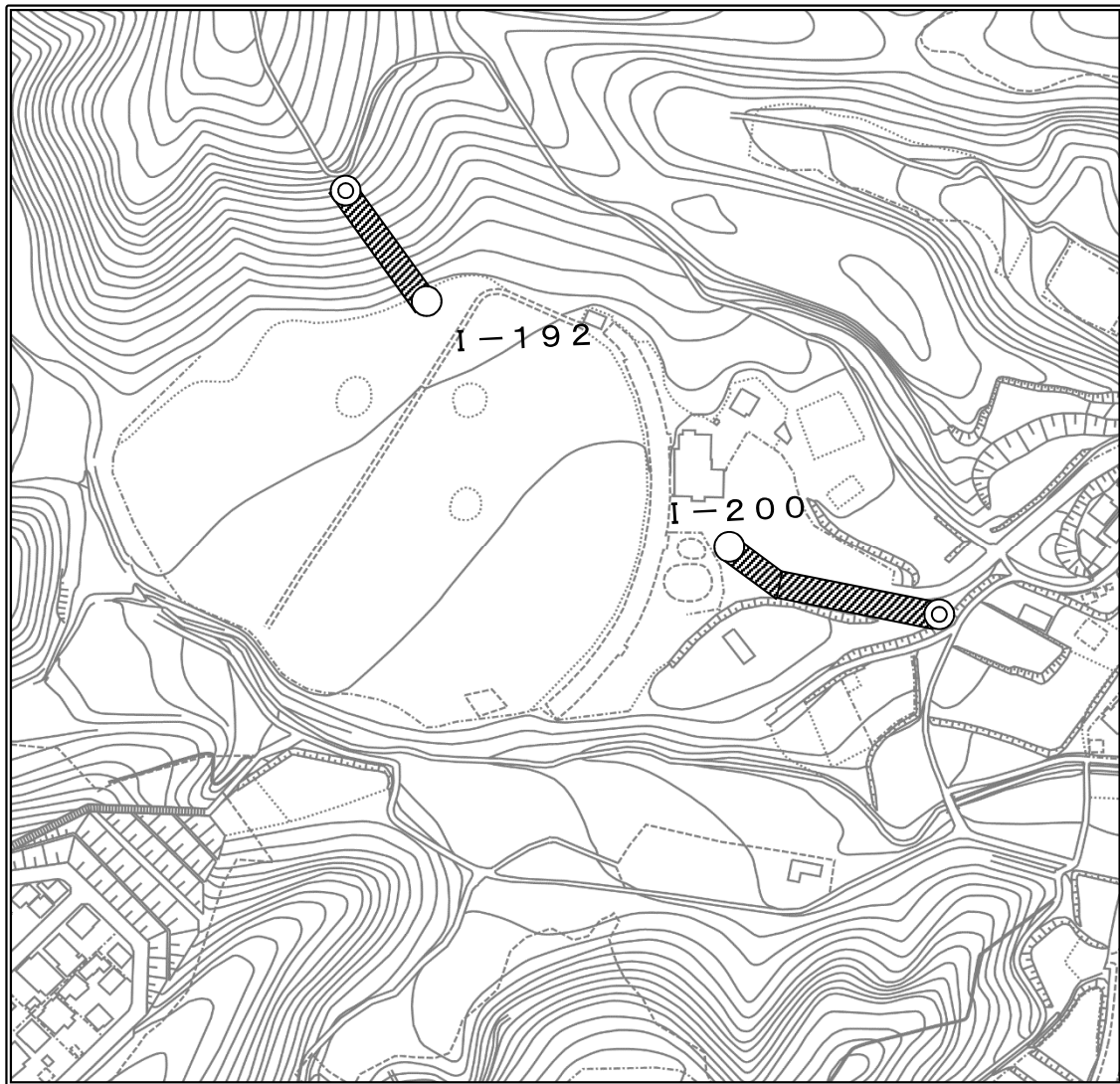
位置図



図面番号 2

市道路線廃止図

凡 例	
	廃止路線
	起 点
	終 点



市道路線の廃止に係る道路の延長及び幅員

種類及び整理番号	路線名	延長 (m)	幅員 (m)
一般市道 I-192	中荻野尖山1号線	56.6	2.42
一般市道 I-200	中荻野尖山3号線	100.2	1.52

議案第74号

市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

整理番号	路線名	起点(地先)	図面番号
		終点(地先)	
K-197	七沢上ノ窪9号線	七沢字上ノ窪1819番	1・2
		七沢字上ノ窪1820番	

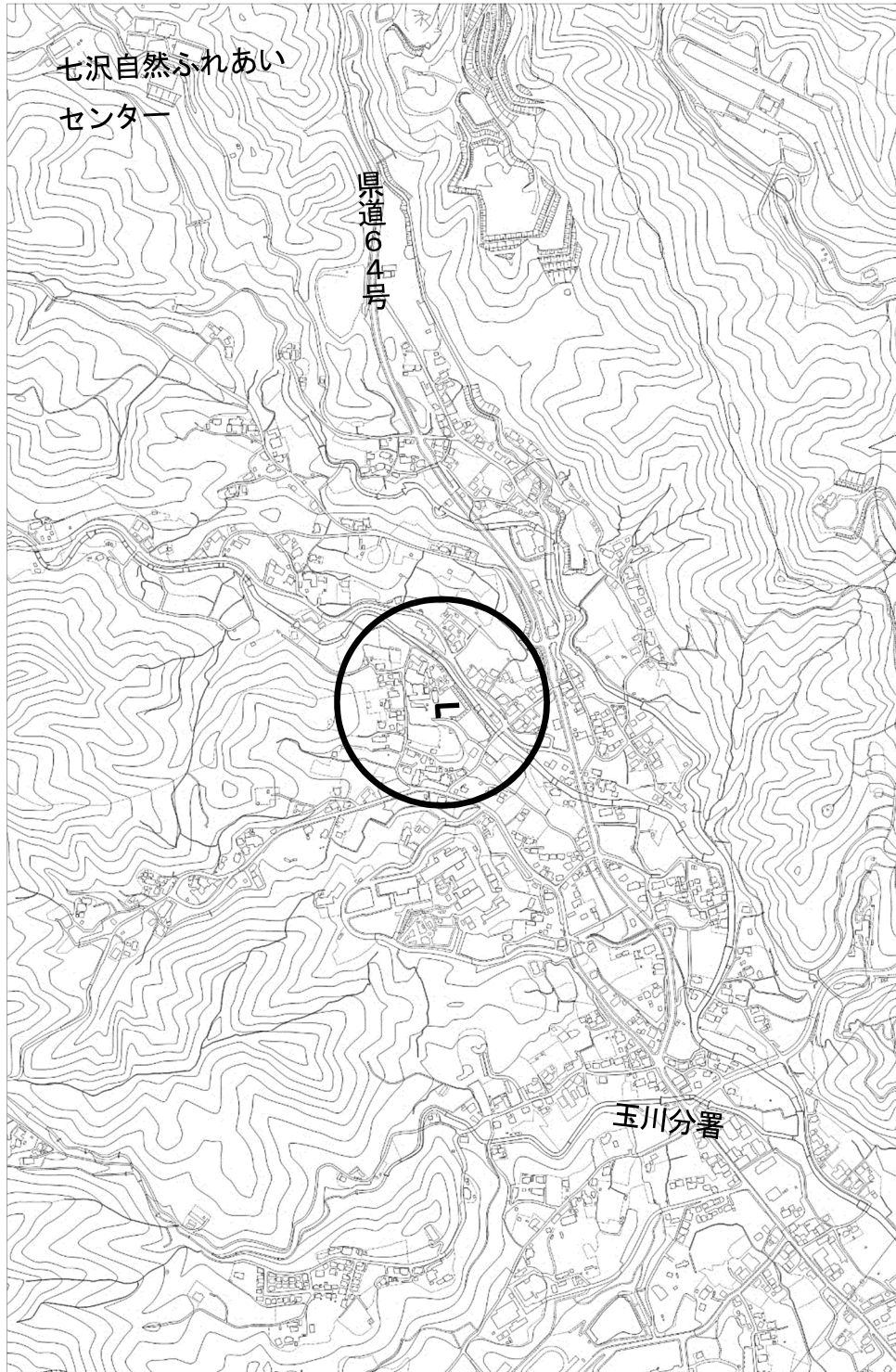
令和4年9月1日提出

厚木市長 小林常良




提案理由

払下申請に伴い、市道路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により、議決を求める。

位置図



市道路線廃止図

凡 例	
	廃止路線
	起 点
	終 点



市道路線の廃止に係る道路の延長及び幅員

種類及び 整理番号	路 線 名	延 長 (m)	幅 員 (m)
一般市道 K-197	七沢上ノ窪9号線	60.6	1.82

議案第75号

厚木市と愛川町との住民票の写しの相互交付事務の委託の廃止に係る協議について

地方自治法第252条の14第2項の規定により、厚木市と愛川町との住民票の写しの相互交付事務の委託を廃止するため、別紙のとおり協議する。

令和4年9月1日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

令和4年12月31日限り、厚木市と愛川町との住民票の写しの相互交付事務の委託を廃止することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定より、議会の議決を求める。

住民票の写しの交付等の事務の相互委託に関する規約を廃止する規約

平成11年9月1日に施行した愛川町との住民票の写しの交付等の事務の相互委託に関する規約は、廃止する。

附 則

この規約は、令和5年1月1日から施行する。

議案第76号

厚木市と清川村との住民票の写しの相互交付事務の委託の廃止に係る協議について

地方自治法第252条の14第2項の規定により、厚木市と清川村との住民票の写しの相互交付事務の委託を廃止するため、別紙のとおり協議する。

令和4年9月1日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

令和4年12月31日限り、厚木市と清川村との住民票の写しの相互交付事務の委託を廃止することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定より、議会の議決を求める。

住民票の写しの交付等の事務の相互委託に関する規約を廃止する規約

平成11年9月1日に施行した清川村との住民票の写しの交付等の事務の相互委託に関する規約は、廃止する。

附 則

この規約は、令和5年1月1日から施行する。

(議案第77号)

令和4年厚木市議会第4回会議（9月定例会議）

令和4年度

厚木市一般会計補正予算（第5号）

議案第77号

令和4年度厚木市一般会計補正予算（第5号）

令和4年度の厚木市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62,270千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95,196,539千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月1日提出

厚木市長 小林 常 良

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
80 繰越金		1,712,880	62,270	1,775,150
	5 繰越金	1,712,880	62,270	1,775,150
歳入合計		95,134,269	62,270	95,196,539

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 衛生費		10,766,986	6,270	10,773,256
	5 保健衛生費	6,001,551	6,270	6,007,821
35 商工費		3,431,462	56,000	3,487,462
	5 商工費	3,431,462	56,000	3,487,462
歳出合計		95,134,269	62,270	95,196,539

令和4年度
厚木市一般会計補正予算
(第5号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額
5 市税	42,176,036
10 地方譲与税	520,210
15 利子割交付金	18,000
18 配当割交付金	180,000
21 株式等譲渡所得割交付金	161,000
23 法人事業税交付金	922,600
24 地方消費税交付金	5,469,000
27 ゴルフ場利用税交付金	134,000
31 環境性能割交付金	118,000
33 地方特例交付金	203,000
35 地方交付税	30,000
40 交通安全対策特別交付金	37,000
45 分担金及び負担金	341,272
50 使用料及び手数料	1,376,343
55 国庫支出金	17,295,218
60 県支出金	5,723,189
65 財産収入	280,867
70 寄附金	1,100,000
75 繰入金	4,576,887
80 繰越金	1,712,880
85 諸収入	3,881,067
90 市債	8,877,700
歳 入 合 計	95,134,269

(単位：千円・%)

補正額	計	構成率
	42,176,036	44.3
	520,210	0.6
	18,000	0.0
	180,000	0.2
	161,000	0.2
	922,600	1.0
	5,469,000	5.7
	134,000	0.1
	118,000	0.1
	203,000	0.2
	30,000	0.0
	37,000	0.0
	341,272	0.4
	1,376,343	1.4
	17,295,218	18.2
	5,723,189	6.0
	280,867	0.3
	1,100,000	1.2
	4,576,887	4.8
62,270	1,775,150	1.9
	3,881,067	4.1
	8,877,700	9.3
62,270	95,196,539	100.0

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
5 議会費	459,263		459,263
10 総務費	9,450,626		9,450,626
15 民生費	37,447,703		37,447,703
20 衛生費	10,766,986	6,270	10,773,256
25 労働費	213,710		213,710
30 農林水産業費	789,308		789,308
35 商工費	3,431,462	56,000	3,487,462
40 土木費	11,351,706		11,351,706
45 消防費	3,531,848		3,531,848
50 教育費	12,390,940		12,390,940
60 公債費	5,200,717		5,200,717
70 予備費	100,000		100,000
歳出合計	95,134,269	62,270	95,196,539

(単位：千円・%)

補正額の財源内訳				一般財源	構成率
特	定	財	源		
国庫支出金	県支出金	市債	その他		
					0.5
					9.9
					39.4
				6,270	11.3
					0.2
					0.8
				56,000	3.7
					11.9
					3.7
					13.0
					5.5
					0.1
				62,270	100.0

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
80 繰越金	1,712,880	62,270	1,775,150
5 繰越金	1,712,880	62,270	1,775,150
5 繰越金	1,712,880	62,270	1,775,150
歳 入 合 計	95,134,269	62,270	95,196,539

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
20 衛生費	10,766,986	6,270	10,773,256		
5 保健衛生費	6,001,551	6,270	6,007,821		
10 予防費	2,374,272	6,270	2,380,542	一般財源	6,270
35 商工費	3,431,462	56,000	3,487,462		
5 商工費	3,431,462	56,000	3,487,462		
15 観光費	189,356	56,000	245,356	一般財源	56,000
歳 出 合 計	95,134,269	62,270	95,196,539		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
5 繰越金	62,270	1 前年度繰越金増 【財政課】 62,270

80 繰越金

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
11 需用費	6,270	1 感染症対策事業費増 【健康長寿推進課】 6,270
13 委託料	56,000	1 観光行事推進事業費増 【観光振興課】 56,000 (1) あつぎ鮎まつり開催事業費増 56,000

20 衛生費 35 商工費

(議案第78号)

令和4年厚木市議会第4回会議（9月定例会議）

令和4年度

厚木市一般会計補正予算（第6号）

議案第78号

令和4年度厚木市一般会計補正予算（第6号）

令和4年度の厚木市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,749,576千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96,946,115千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表 地方債補正」による。

令和4年9月1日提出

厚木市長 小林 常 良

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 5 国庫支出金		17,295,218	139,536	17,434,754
	1 0 国庫補助金	7,251,355	139,536	7,390,891
8 0 繰越金		1,775,150	1,174,849	2,949,999
	5 繰越金	1,775,150	1,174,849	2,949,999
8 5 諸収入		3,881,067	1,291	3,882,358
	2 5 雑入	1,942,874	1,291	1,944,165
9 0 市債		8,877,700	433,900	9,311,600
	5 市債	8,877,700	433,900	9,311,600
歳 入 合 計		95,196,539	1,749,576	96,946,115

2 歳 出

(単 位 : 千 円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 0 総務費		9,450,626	19,782	9,470,408
	5 総務管理費	6,065,962	15,202	6,081,164
	1 0 企画文化費	1,346,201	4,580	1,350,781
1 5 民生費		37,447,703	185,823	37,633,526
	5 社会福祉費	15,927,368	19,456	15,946,824
	1 0 児童福祉費	15,248,914	166,367	15,415,281
2 0 衛生費		10,773,256	54,258	10,827,514
	5 保健衛生費	6,007,821	21,802	6,029,623
	1 0 清掃費	4,765,435	32,456	4,797,891
3 0 農林水産業費		789,308	32,400	821,708
	5 農業費	708,883	32,400	741,283
3 5 商工費		3,487,462	30,906	3,518,368
	5 商工費	3,487,462	30,906	3,518,368
4 0 土木費		11,351,706	661,932	12,013,638
	5 土木管理費	970,466	94,740	1,065,206
	1 0 道路橋りょう費	2,806,705	405,310	3,212,015
	1 5 河川費	271,835	30,000	301,835
	2 0 都市計画費	6,942,958	63,871	7,006,829
	2 5 住宅費	359,742	68,011	427,753
4 5 消防費		3,531,848	4,663	3,536,511
	5 消防費	3,531,848	4,663	3,536,511
5 0 教育費		12,390,940	759,812	13,150,752
	5 教育総務費	3,510,276	6,227	3,516,503

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(教育費)	1 0 小学校費	2,718,644	403,079	3,121,723
	1 5 中学校費	3,908,016	285,747	4,193,763
	2 0 社会教育費	1,524,550	29,694	1,554,244
	2 5 保健体育費	729,454	35,065	764,519
歳 出	合 計	95,196,539	1,749,576	96,946,115

第2表 継続費補正

1 変更

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
40 土木費	20 都市計画費	森の里東土地区画整理関連排水路整備事業	195,000	令和2年度	50,000	195,000	令和2年度	50,000
				令和3年度	100,000		令和3年度	100,000
				令和4年度	45,000		令和4年度	35,000
							令和5年度	10,000
		厚木環状3号線(第4工区)街路整備事業	650,000	令和2年度	50,000	650,000	令和2年度	50,000
				令和3年度	300,000		令和3年度	300,000
				令和4年度	300,000		令和4年度	270,000
							令和5年度	30,000

第3表 繰越明許費

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
40 土木費	10 道路橋りょう費	生活道路整備事業	46,000
50 教育費	10 小学校費	小学校校舎・体育館改修事業(長寿命化)(その2)	55,363
		小学校校庭整備事業(その2)	150,000
		小学校LED化推進事業(その2)	53,900
	15 中学校費	中学校校舎・体育館改修事業(長寿命化)(その2)	192,247
		中学校LED化推進事業(その2)	54,600

第4表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事項	期間	限度額
複合施設実施設計・施工事業者選定支援業務委託経費	令和5年度	32,174
複合施設インフラ切替業務事業経費	令和5年度～令和6年度	1,193,000
複合施設実施設計・施工事業経費	令和5年度～令和9年度	29,203,098千円に物価変動額を加算した額

第5表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路新設 改良事業	3,769,400	普通貸借又は証券発行。 なお、起債の全部又は一部を翌年度へ繰り越して借り入れることができる。	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内。 ただし、財政上の都合により償還期限を短縮し、繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。	3,858,900	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
森の里東 土地区画整理 推進事業	181,800				172,500			
小学 整備事業	121,400				318,500			
中学 整備事業	187,600				344,200			
計	8,877,700				9,311,600			

令和4年度
厚木市一般会計補正予算
(第6号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額
5 市税	42,176,036
10 地方譲与税	520,210
15 利子割交付金	18,000
18 配当割交付金	180,000
21 株式等譲渡所得割交付金	161,000
23 法人事業税交付金	922,600
24 地方消費税交付金	5,469,000
27 ゴルフ場利用税交付金	134,000
31 環境性能割交付金	118,000
33 地方特例交付金	203,000
35 地方交付税	30,000
40 交通安全対策特別交付金	37,000
45 分担金及び負担金	341,272
50 使用料及び手数料	1,376,343
55 国庫支出金	17,295,218
60 県支出金	5,723,189
65 財産収入	280,867
70 寄附金	1,100,000
75 繰入金	4,576,887
80 繰越金	1,775,150
85 諸収入	3,881,067
90 市債	8,877,700
歳 入 合 計	95,196,539

(単位：千円・%)

補正額	計	構成率
	42,176,036	43.5
	520,210	0.5
	18,000	0.0
	180,000	0.2
	161,000	0.2
	922,600	1.0
	5,469,000	5.7
	134,000	0.1
	118,000	0.1
	203,000	0.2
	30,000	0.0
	37,000	0.0
	341,272	0.4
	1,376,343	1.4
139,536	17,434,754	18.0
	5,723,189	5.9
	280,867	0.3
	1,100,000	1.1
	4,576,887	4.7
1,174,849	2,949,999	3.1
1,291	3,882,358	4.0
433,900	9,311,600	9.6
1,749,576	96,946,115	100.0

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
5 議会費	459,263		459,263
10 総務費	9,450,626	19,782	9,470,408
15 民生費	37,447,703	185,823	37,633,526
20 衛生費	10,773,256	54,258	10,827,514
25 労働費	213,710		213,710
30 農林水産業費	789,308	32,400	821,708
35 商工費	3,487,462	30,906	3,518,368
40 土木費	11,351,706	661,932	12,013,638
45 消防費	3,531,848	4,663	3,536,511
50 教育費	12,390,940	759,812	13,150,752
60 公債費	5,200,717		5,200,717
70 予備費	100,000		100,000
歳出合計	95,196,539	1,749,576	96,946,115

(単位：千円・%)

補正額の財源内訳					構成率
特 定 財 源				一般財源	
国庫支出金	県支出金	市 債	そ の 他		
					0.5
				19,782	9.8
6,000				179,823	38.8
				54,258	11.2
					0.2
				32,400	0.8
				30,906	3.6
		80,200	1,291	580,441	12.4
				4,663	3.6
133,536		353,700		272,576	13.6
					5.4
					0.1
139,536		433,900	1,291	1,174,849	100.0

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
55 国庫支出金	17,295,218	139,536	17,434,754
10 国庫補助金	7,251,355	139,536	7,390,891
15 民生費国庫補助金	4,484,176	6,000	4,490,176
80 学校施設環境改善交付金	311,563	133,536	445,099
80 繰越金	1,775,150	1,174,849	2,949,999
5 繰越金	1,775,150	1,174,849	2,949,999
5 繰越金	1,775,150	1,174,849	2,949,999
85 諸収入	3,881,067	1,291	3,882,358
25 雑入	1,942,874	1,291	1,944,165
15 雑入	1,942,842	1,291	1,944,133
90 市債	8,877,700	433,900	9,311,600
5 市債	8,877,700	433,900	9,311,600
40 土木債	5,292,300	80,200	5,372,500
50 教育債	2,442,400	353,700	2,796,100
歳 入 合 計	95,196,539	1,749,576	96,946,115

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
5 社会福祉費補助金	6,000	1 地域生活支援事業費等補助金増	【障がい福祉課】 6,000
5 小学校費交付金	53,854	1 小学校整備事業費交付金	【教育施設課】 53,854
10 中学校費交付金	79,682	1 中学校整備事業費交付金増	【教育施設課】 79,682
5 繰越金	1,174,849	1 前年度繰越金増	【財政課】 1,174,849
40 土木費雑入	1,291	1 空き家除却跡地売却金	【住宅課】 1,291
10 道路橋りょう債	89,500	1 道路新設改良事業債増	【道路維持課 ほか】 89,500
20 都市計画債	△9,300	1 森の里東土地区画整理推進事業債減	【まちづくり推進】 △9,300
10 小学校債	197,100	1 小学校整備事業債増	【教育施設課】 197,100
15 中学校債	156,600	1 中学校整備事業債増	【教育施設課】 156,600

5 5 国庫支出金 8 0 繰越金 8 5 諸収入 9 0 市債

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
10 総務費	9,450,626	19,782	9,470,408		
5 総務管理費	6,065,962	15,202	6,081,164		
40 財産管理費	531,487	15,202	546,689	一般財源	15,202
10 企画文化費	1,346,201	4,580	1,350,781		
58 学習支援センター費	24,712	1,174	25,886	一般財源	1,174
59 七沢自然ふれあいセンター費	233,440	3,406	236,846	一般財源	3,406
15 民生費	37,447,703	185,823	37,633,526		
5 社会福祉費	15,927,368	19,456	15,946,824		
5 社会福祉総務費	5,827,346	12,000	5,839,346	国庫支出金	6,000
				一般財源	6,000
60 保健福祉センター費	380,520	7,456	387,976	一般財源	7,456
10 児童福祉費	15,248,914	166,367	15,415,281		
5 児童福祉総務費	4,081,763	12,100	4,093,863	一般財源	12,100
10 児童措置費	8,264,343	126,659	8,391,002	一般財源	126,659
20 保育所費	1,005,171	5,618	1,010,789	一般財源	5,618
30 児童館費	250,780	21,990	272,770	一般財源	21,990
20 衛生費	10,773,256	54,258	10,827,514		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
11 需用費	15,202	1 庁舎維持管理事業費増 …………… 【財産管理課】 15,202
11 需用費	1,174	1 学習支援センター費増 …………… 【文化生涯学習課】 1,174 (1) 学習支援センター維持管理事業費増 1,174
11 需用費	3,406	1 七沢自然ふれあいセンター維持管理事業費増 …………… 【文化生涯学習課】 3,406
13 委託料	12,000	1 福祉総合情報システム管理事業費増 …… 【福祉総務課】 12,000 (1) 福祉総合情報システム整備事業費増 12,000
11 需用費	7,456	1 保健福祉センター維持管理事業費増 …… 【健康長寿推進課】 7,456
20 扶助費	12,100	1 不妊治療費助成事業費増 …………… 【子育て給付課】 12,100
23 償還金、利子及び割引料	126,659	1 子育て世帯への臨時特別給付金補助金過年度返還金 …………… 【子育て給付課】 126,659
11 需用費	5,618	1 保育所維持管理事業費増 …………… 【保育課】 5,618
11 需用費	21,990	1 児童館維持管理事業費増 …………… 【青少年課】 5,000 2 児童館維持補修事業費増 …………… 【青少年課】 16,990 (1) 児童館維持補修事業費増 8,460 (2) 児童館LED化事業費 8,530

10 総務費 15 民生費 20 衛生費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 保健衛生費	6,007,821	21,802	6,029,623		
20 斎場費	284,130	21,802	305,932	一般財源	21,802
10 清掃費	4,765,435	32,456	4,797,891		
10 廃棄物処理費	2,847,628	8,982	2,856,610	一般財源	8,982
15 し尿処理費	177,395	23,474	200,869	一般財源	23,474
30 農林水産業費	789,308	32,400	821,708		
5 農業費	708,883	32,400	741,283		
35 土地改良事業費	227,614	32,400	260,014	一般財源	32,400
35 商工費	3,487,462	30,906	3,518,368		
5 商工費	3,487,462	30,906	3,518,368		
10 商工振興費	2,998,885	30,906	3,029,791	一般財源	30,906
40 土木費	11,351,706	661,932	12,013,638		
5 土木管理費	970,466	94,740	1,065,206		
5 土木総務費	953,038	94,740	1,047,778	一般財源	94,740

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
11 需用費		21,802	1 斎場維持管理事業費増	【市民課】 21,802
11 需用費		8,982	1 環境センター維持管理事業費増	【環境事業課】 5,172
			2 ごみ収集車等管理事業費増	【環境事業課】 2,027
			3 資源化センター維持管理事業費増	【環境事業課】 1,783
11 需用費		23,474	1 衛生プラント維持管理事業費増	【生活環境課】 7,458
			2 衛生プラント維持補修事業費増	【生活環境課】 16,016
11 需用費		6,400	1 道水路等維持補修事業費増	【農業政策課】 32,400
13 委託料		6,000		
15 工事請負費		20,000		
11 需用費		30,906	1 アミューあつぎ運営管理事業費増	【文化生涯学習課】 30,906
			(1) アミューあつぎ維持管理事業費増	30,906
11 需用費		14,740	1 道路施設維持管理事業費増	【道路維持課】 90,240
13 委託料		80,000	(1) 道路施設維持管理事業費増	90,240

20 衛生費 30 農林水産業費 35 商工費 40 土木費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
(土木総務費)					
10 道路橋りょう費	2,806,705	405,310	3,212,015		
10 道路新設改良費	1,049,324	46,000	1,095,324	市 債	46,000
15 道路維持費	703,743	333,300	1,037,043	市 債	73,200
				一般財源	260,100
30 交通安全施設整備費	449,716	26,010	475,726	一般財源	26,010
15 河川費	271,835	30,000	301,835		
10 河川事業費	144,894	30,000	174,894	一般財源	30,000
20 都市計画費	6,942,958	63,871	7,006,829		
5 都市計画総務費	2,127,531	16,191	2,143,722	一般財源	16,191
15 土地区画整理費	1,001,094	△10,000	991,094	市 債	△9,300
				一般財源	△700
20 都市下水路費	90,820	51,000	141,820	一般財源	51,000
25 公園緑地費	667,622	28,076	695,698	一般財源	28,076
30 街路事業費	2,124,721	△30,000	2,094,721	市 債	△29,700
				一般財源	△300
45 運動公園費	348,290	7,624	355,914	一般財源	7,624

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		2 道路補修事務所LED化事業費 …………… 【道路維持課】 4,500
13 委託料	46,000	1 生活道路整備事業費増 …………… 【道路整備課】 46,000
15 工事請負費	333,300	1 道路維持補修事業費増 …………… 【道路維持課】 333,300
11 需用費	1,480	1 交通安全施設事業費増 …………… 【道路維持課】 26,010
15 工事請負費	24,530	
11 需用費	10,000	1 河川維持補修事業費増 …………… 【河川ふれあい課】 30,000
15 工事請負費	20,000	
19 負担金、補助及び交付金	16,191	1 バス・タクシー原油価格高騰対策交付金 …………… 【都市計画課】 16,191
15 工事請負費	△10,000	1 森の里東土地区画整理推進事業費減 …… 【まちづくり推進】 △10,000 (1) 森の里東土地区画整理関連排水路整備事業費(継続費)減 …………… △10,000
15 工事請負費	51,000	1 排水路維持補修事業費増 …………… 【下水道施設課】 51,000
11 需用費	3,137	1 公園緑地維持管理事業費増 …………… 【公園緑地課】 28,076
13 委託料	24,939	
15 工事請負費	△30,000	1 街路整備事業費減 …………… 【道路整備課】 △30,000 (1) 厚木環状3号線(第4工区)街路整備事業費(継続費)減 …………… △30,000
11 需用費	7,624	1 運動公園維持補修事業費増 …………… 【公園緑地課】 7,624

40 土木費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
50 ぼうさいの丘公園費	146,822	980	147,802	一般財源	980
25 住宅費	359,742	68,011	427,753		
5 住宅管理費	359,742	68,011	427,753	そ の 他	1,291
				一般財源	66,720
45 消防費	3,531,848	4,663	3,536,511		
5 消防費	3,531,848	4,663	3,536,511		
5 常備消防費	2,577,760	4,663	2,582,423	一般財源	4,663
50 教育費	12,390,940	759,812	13,150,752		
5 教育総務費	3,510,276	6,227	3,516,503		
15 教育指導費	592,936	6,227	599,163	一般財源	6,227
10 小学校費	2,718,644	403,079	3,121,723		
5 学校管理費	619,480	386,259	1,005,739	国庫支出金	53,854
				市 債	197,100
				一般財源	135,305

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
11 需用費		980	1 ぼうさいの丘公園維持管理事業費増 ……	【公園緑地課】 980
11 需用費		17,520	1 市営住宅維持補修事業費増 ……………	【住宅課】 17,520
19 負担金、補助及び交付金		49,200	2 空き家等対策推進事業費増 ……………	【住宅課】 1,291
23 償還金、利子及び割引料		1,291	(1) 空き家等対策推進事業費国庫補助金過年度返還金	1,291
			3 定住促進住宅取得等支援事業費増 ……………	【住宅課】 49,200
			(1) 若年世帯住宅取得支援事業補助金増	49,200
11 需用費		4,663	1 消防庁舎維持管理事業費増 ……………	【消防総務課】 4,663
1 報酬		5,996	1 特別支援教育推進事業費増 ……………	【教育指導課】 6,227
9 旅費		231	(1) 特別支援教育推進事業費増	6,227
11 需用費		126,996	1 小学校校舎・体育館改修事業費（長寿命化）増 ……………	【教育施設課】 55,363
15 工事請負費		259,263	(1) 小学校校舎・体育館改修事業費（長寿命化）（その2）	55,363
			2 校庭整備事業費（小学校）増 ……………	【教育施設課】 150,000
			(1) 小学校校庭整備事業費（その2）	150,000
			3 小学校維持管理事業費増 ……………	【教育施設課】 99,500

40 土木費 45 消防費 50 教育費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
(学校管理費)					
10 学校保健給食費	1,543,499	3,405	1,546,904	一般財源	3,405
15 教育振興費	389,810	3,270	393,080	一般財源	3,270
20 学校給食センター費	165,855	10,145	176,000	一般財源	10,145
15 中学校費	3,908,016	285,747	4,193,763		
5 学校管理費	463,160	285,747	748,907	国庫支出金	79,682
				市 債	156,600
				一般財源	49,465
20 社会教育費	1,524,550	29,694	1,554,244		
20 公民館費	723,451	8,294	731,745	一般財源	8,294

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
			4	小学校維持補修事業費増 …………… 【教育施設課】 27,496
			5	小学校LED化推進事業費増 …………… 【教育施設課】 53,900 (1) 小学校LED化推進事業費(その2) 53,900
11	需用費	3,405	1	小学校学校給食事業費増 …………… 【学校給食課】 3,405 (1) 単独調理場維持管理事業費増 3,405
	1 報酬	3,210	1	小学校児童支援推進事業費増 …………… 【教職員課】 3,270
	3 職員手当等	60		
11	需用費	10,145	1	南部学校給食センター費増 …………… 【学校給食課】 10,145 (1) 施設維持管理事業費増 7,065 (2) 施設維持補修事業費増 3,080
11	需用費	38,900	1	中学校校舎・体育館改修事業費(長寿命化)増 …………… 【教育施設課】 192,247
15	工事請負費	246,847	(1)	中学校校舎・体育館改修事業費(長寿命化)(その2) 192,247
			2	中学校維持管理事業費増 …………… 【教育施設課】 38,900
			3	中学校LED化推進事業費増 …………… 【教育施設課】 54,600 (1) 中学校LED化推進事業費(その2) 54,600
11	需用費	7,260	1	公民館整備事業費増 …………… 【社会教育課】 1,034
22	補償、補填及び賠償金	1,034	(1)	厚木北公民館整備事業費増 1,034
			2	公民館維持管理事業費増 …………… 【社会教育課】 7,260

50教育費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
55 シティプラザ公共 施設維持管理費	125,241	17,600	142,841	一般財源	17,600
60 文化財保護費	128,259	3,800	132,059	一般財源	3,800
25 保健体育費	729,454	35,065	764,519		
10 体育施設費	469,154	35,065	504,219	一般財源	35,065
歳 出 合 計	95,196,539	1,749,576	96,946,115		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
11 需用費	17,600	1 シティプラザ維持管理事業費増 …………… 【青少年課】 17,600
11 需用費	3,800	1 郷土博物館事業費増 …………… 【文化財保護課】 3,800 (1) 施設維持管理事業費増 3,800
11 需用費	33,800	1 体育施設維持補修事業費増 …………… 【スポーツ推進課】 4,265
12 役務費	1,265	2 及川球技場維持補修事業費 …………… 【スポーツ推進課】 4,180 3 南毛利スポーツセンター維持補修事業費増 【スポーツ推進課】 4,620 4 猿ヶ島スポーツセンター維持補修事業費 【スポーツ推進課】 22,000

50 教育費

補 正 予 算 給

1 一般職 (1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(1,943) 人 1,574	1,395,249 <small>千円</small>	6,179,333 <small>千円</small>	5,954,421 <small>千円</small>
補 正 前	(1,930) 1,574	1,386,043	6,179,333	5,954,361
比 較	(13) 0	9,206	0	60

()内は、再任用短時間勤務職員及び一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	補 正 後	200,739 <small>千円</small>	149,955 <small>千円</small>	977,607 <small>千円</small>	194,087 <small>千円</small>	27,759 <small>千円</small>
	補 正 前	200,739	149,955	977,607	194,087	27,759
	比 較	0	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(110) 人 1,433		5,820,067 <small>千円</small>	5,603,022 <small>千円</small>
補 正 前	(110) 1,433		5,820,067	5,603,022
比 較	(0) 0		0	0

()内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	補 正 後	200,739 <small>千円</small>	129,902 <small>千円</small>	928,915 <small>千円</small>	194,087 <small>千円</small>	27,759 <small>千円</small>
	補 正 前	200,739	129,902	928,915	194,087	27,759
	比 較	0	0	0	0	0

与 費 明 細 書

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
13,529,003 <small>千円</small>	2,547,743 <small>千円</small>	16,076,746 <small>千円</small>	
13,519,737	2,547,743	16,067,480	
9,266	0	9,266	

職員に比し短い職員であり、外書きである。

時間外勤務手当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当	児 童 手 当
398,157 <small>千円</small>	264,754 <small>千円</small>	3,108,093 <small>千円</small>	529,051 <small>千円</small>	104,219 <small>千円</small>
398,157	264,754	3,108,033	529,051	104,219
0	0	60	0	0

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
11,423,089 <small>千円</small>	2,314,267 <small>千円</small>	13,737,356 <small>千円</small>	
11,423,089	2,314,267	13,737,356	
0	0	0	

時間外勤務手当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当	児 童 手 当
373,105 <small>千円</small>	264,754 <small>千円</small>	2,858,442 <small>千円</small>	522,000 <small>千円</small>	103,319 <small>千円</small>
373,105	264,754	2,858,442	522,000	103,319
0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(1,833) 141	1,395,249	359,266	351,399
補 正 前	(1,820) 141	1,386,043	359,266	351,339
比 較	(13) 0	9,206	0	60

()内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員に比し短い職員であり、

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	補 正 後	千円	20,053 千円	48,692 千円	千円	千円
	補 正 前		20,053	48,692		
	比 較		0	0		

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	
職 員 手 当 等	60 千円	制度改正に伴う増減分	千円
		その他の増減分	60

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
2,105,914	233,476	2,339,390	
2,096,648	233,476	2,330,124	
9,266	0	9,266	

外書きである。

時間外勤務手当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当	児 童 手 当
25,052		249,651	7,051	900
25,052		249,591	7,051	900
0		60	0	0

説 明	備 考
小学校児童支援推進事業に伴う期末勤勉手当の増	

継続費についての令和2年度末までの
令和4年度以降の支出予定額並びに事

款	項	事業名	全 体 計				
			年 度	補正区分	年 割 額	左 の 財	
						特 定 財	
					国 県 支 出 金	市 債	
40 土木費	20 都市計画費	森の里東土地区画整理 関連排水路整備事業	令和 2年度		50,000		46,800
			令和 3年度		100,000		93,700
			令和 4年度	補正前	45,000		42,100
				補正額	△ 10,000		△ 9,300
				補正後	35,000		32,800
			令和 5年度	補正前			
				補正額	10,000		9,300
				補正後	10,000		9,300
			計	補正前	195,000		182,600
		補正額		0		0	
		補正後		195,000		182,600	
		厚木環状3号線（第4 工区）街路整備事業	令和 2年度		50,000	25,000	24,700
			令和 3年度		300,000		297,000
			令和 4年度	補正前	300,000	50,000	247,500
				補正額	△ 30,000		△ 29,700
				補正後	270,000	50,000	217,800
			令和 5年度	補正前			
				補正額	30,000		29,700
補正後	30,000				29,700		
計	補正前		650,000	75,000	569,200		
	補正額	0		0			
	補正後	650,000	75,000	569,200			

支出額、令和3年度末までの支出額及び
業の進行状況等に関する調書（補正）

（単位：千円・％）

画		令和2年度末 までの支出額	令和3年度末 までの支出額	令和4年度 支出予定額	令和4年度末ま での支出予定額	令和5年度以 降支出予定額	継続費の総 額に対する 進捗率
源内訳							
源	一般財源						
その他							
	3,200	24,551	24,551		24,551		12.6
	6,300		42,594		42,594		21.9
	2,900			127,855	127,855		60.4
	△700			△10,000	△10,000		
	2,200			117,855	117,855		
	700					10,000	5.1
	700					10,000	
	12,400	24,551	67,145	127,855	195,000		100.0
	0			△10,000	△10,000	10,000	
	12,400	24,551	67,145	117,855	185,000	10,000	
	300	17,190	17,190		17,190		2.7
	3,000		110,000		110,000		16.9
	2,500			522,810	522,810		75.8
	△300			△30,000	△30,000		
	2,200			492,810	492,810		
	300					30,000	4.6
	300					30,000	
	5,800	17,190	127,190	522,810	650,000		100.0
	0			△30,000	△30,000	30,000	
	5,800	17,190	127,190	492,810	620,000	30,000	

債務負担行為で令和5年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び令和4年度以降

1 追 加

事 項	限 度 額
複合施設実施設計・施工事業者選定支援業務委託経費	32,174
複合施設インフラ切替業務事業経費	1,193,000
複合施設実施設計・施工事業経費	29,203,098千円に物価変動額を 加算した額

ものについての令和3年度末までの支出額
の支出予定額等に関する調書（補正）

（単位：千円）

令和3年度末までの支出(見込)額		令和4年度以降の支出予定額		左の財源内訳
期 間	金 額	期 間	金 額	
		令和5年度	32,174	一般財源等
		令和5年度～ 令和6年度	1,193,000	一般財源等
		令和5年度～ 令和9年度	29,203,098千円に 物価変動額を加算 した額	一般財源等

地方債の令和2年度末
における現在高並びに
現在高の見込みに

区 分	令和2年度末 現在高	令和3年度末 現在高	令和4年度中		
			令和4年度中起債見込額		
			補正前の額	補正額	補正後の額
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普通債	45,948,185	49,270,975	8,727,700	433,900	9,161,600
(1) 総務	682,771	683,538	112,400		112,400
(2) 民生	1,458,124	1,352,822	170,000		170,000
(3) 衛生	1,292,472	747,685	98,800		98,800
(4) 農林	730,776	688,058	102,500		102,500
(5) 商工	395,947	641,581	193,000		193,000
(6) 土木	30,005,330	33,263,796	5,200,700	80,200	5,280,900
(7) 公営住宅	1,547,298	1,523,287	91,600		91,600
(8) 消防	1,333,009	2,050,114	316,300		316,300
(9) 教育	8,502,458	8,320,094	2,442,400	353,700	2,796,100
2 減税補てん債	537,884	365,811			
3 臨時財政対策債	7,102,288	6,118,484			
4 減収補てん債	1,133,931	1,016,731			
5 調整債	1,062,934	874,416	150,000		150,000
合計	55,785,222	57,646,417	8,877,700	433,900	9,311,600

及び令和3年度末に
令和4年度末における
関する調書（補正）

増減見込額			令和4年度末現在高見込額			(参考)繰越額 を含めた令和 4年度末現在 高見込額
令和4年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額	
補正前の額	補正額	補正後の額				
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3,465,372		3,465,372	54,533,303	433,900	54,967,203	56,616,803
32,251		32,251	763,687		763,687	790,187
159,267		159,267	1,363,555		1,363,555	1,363,555
267,419		267,419	579,066		579,066	579,066
71,296		71,296	719,262		719,262	719,262
17,975		17,975	816,606		816,606	816,606
1,917,726		1,917,726	36,546,770	80,200	36,626,970	37,570,670
101,988		101,988	1,512,899		1,512,899	1,512,899
165,049		165,049	2,201,365		2,201,365	2,212,165
732,401		732,401	10,030,093	353,700	10,383,793	11,052,393
140,769		140,769	225,042		225,042	225,042
985,752		985,752	5,132,732		5,132,732	5,132,732
119,307		119,307	897,424		897,424	897,424
177,214		177,214	847,202		847,202	847,202
4,888,414		4,888,414	61,635,703	433,900	62,069,603	63,719,203

令和4年厚木市議会第4回会議（9月定例会議）

令和4年度
厚木市一般会計補正予算

参 考 資 料

【15節工事請負費関係】

〔一般会計〕

(単位：千円)

款 項 目	15節 工事請負費	概 要
30 農林水産業費	20,000	
5 農業費	20,000	
35 土地改良事業費	20,000	[17 [°] -シ [°]] 道水路等維持補修事業費 道水路等維持補修事業費 【農業政策課】 [内容]農業施設構造物損傷箇所復旧 [箇所]市内全域
40 土木費	428,530	
10 道路橋りょう費	357,530	
15 道路維持費	333,000	[19 [°] -シ [°]] 道路維持補修事業費 道路維持補修事業費 【道路維持課】 [内容]舗装補修等 [箇所]舗装損傷箇所復旧(市内全域) 道路構造物損傷箇所復旧(市内全域) 市道G-355号線(愛甲四丁目地内) L=110m 市道H-386号線(上荻野地内) L=210m 市道A-236号線(田村町地内) L=340m 市道J-477号線(飯山地内) L=170m 市道A-175号線(岡田三丁目地内) L=100m 市道G-409号線・G-406号線(岡田地内) L=100m 市道G-128号線(戸田地内) L=100m 市道D-278号線(三田地内) L=100m 市道F-718号線(恩名三丁目地内) L=115m 市道B-222号線(関口地内) L=110m 市道妻田中荻野線(三田南三丁目ほか地内) L=240m 市道温水愛名線(温水ほか地内) L=220m 市道水引小野線(温水地内) L=155m 市道E-225号線(緑ヶ丘二丁目ほか地内) L=120m 市道溝野日影坂線(上依知地内) L=130m
30 交通安全施設整備費	24,530	[19 [°] -シ [°]] 交通安全施設事業費 交通安全施設事業費 【道路維持課】 [内容]交通安全施設補修等 (道路反射鏡設置、路面標示設置等) [箇所]市内全域
15 河川費	20,000	
10 河川事業費	20,000	[19 [°] -シ [°]] 河川維持補修事業費 河川維持補修事業費 【河川ふれあい課】 [内容]河川施設維持補修等 [箇所]市内全域

〔一般会計〕

(単位：千円)

款	項	目	15節 工事請負費	概	要
	20	都市計画費	51,000		
	20	都市下水路費	51,000	[19 [〃] -シ [〃]] 排水路維持補修事業費 排水路維持補修事業費 [内容]排水路維持補修等 [箇所]市内全域	【下水道施設課】
50	教育費		506,110		
	10	小学校費	259,263		
	5	学校管理費	259,263	[21 [〃] -シ [〃]] 小学校校舎・体育館改修事業費（長寿命化） 小学校校舎・体育館改修事業費（長寿命化）（その2） [内容]外壁・屋上改修工事 [箇所]愛甲小学校東棟校舎	【教育施設課】
				校庭整備事業費（小学校） 小学校校庭整備事業費（その2） [内容]グラウンド改修工事 [箇所]愛甲小学校	【教育施設課】
				小学校LED化推進事業費 小学校LED化推進事業費（その2） [内容]照明器具LED化改修工事 [箇所]相川小学校	【教育施設課】
	15	中学校費	246,847		
	5	学校管理費	246,847	[23 [〃] -シ [〃]] 中学校校舎・体育館改修事業費（長寿命化） 中学校校舎・体育館改修事業費（長寿命化）（その2） [内容]外壁・屋上改修工事 [箇所]藤塚中学校南棟・西棟校舎	【教育施設課】
				中学校LED化推進事業費 中学校LED化推進事業費（その2） [内容]照明器具LED化改修工事 [箇所]依知中学校	【教育施設課】

令和4年厚木市議会第4回会議（9月定例会議）

令和3年度

厚木市一般会計・特別会計歳入歳出決算書

参 考 資 料

歳入歳出予算事項別明細書関係
【歳入「ほか」一覧（その他雑入以外）】
【歳入 その他雑入「ほか」一覧】
【歳出「ほか」一覧】

議案 第58号及び第59号 関連

1 歳入「ほか」一覧（その他雑入以外）

(1) 一般会計

(単位：円)

款	項	目	節	事業名	所属	決算額							
05	05	05	05	個人市民税現年課税分	市民税課 収納課	0 14,598,812,608							
				個人市民税現年課税分 合計		14,598,812,608							
				10	05	法人市民税現年課税分	市民税課 収納課	0 4,660,748,271					
						法人市民税現年課税分 合計		4,660,748,271					
				10	05	固定資産税現年課税分	資産税課 収納課	0 19,754,263,160					
						固定資産税現年課税分 合計		19,754,263,160					
				10	05	国有資産等所在市町村交付金	資産税課 収納課	0 94,283,000					
						国有資産等所在市町村交付金 合計		94,283,000					
				15	10	05	環境性能割現年課税分	市民税課 収納課	0 26,265,400				
							環境性能割現年課税分 合計		26,265,400				
				15	05	種別割現年課税分	市民税課 収納課	0 449,074,513					
						種別割現年課税分 合計		449,074,513					
				20	05	05	市たばこ税現年課税分	市民税課 収納課	0 1,883,658,324				
							市たばこ税現年課税分 合計		1,883,658,324				
				30	05	05	入湯税現年課税分	市民税課 収納課	0 2,431,650				
							入湯税現年課税分 合計		2,431,650				
				35	05	05	都市計画税現年課税分	資産税課 収納課	0 2,398,377,267				
							都市計画税現年課税分 合計		2,398,377,267				
				50	05	10	10	行政財産使用料	交通安全課 文化生涯学習課	9,350 550,920			
								行政財産使用料 合計		560,270			
								15	05	行政財産使用料	介護福祉課 健康長寿推進課 地域包括ケア推進課 福祉総務課	3,566,570 541,670 39,840 7,000	
										行政財産使用料 合計		4,155,080	
										10	行政財産使用料	青少年課 保育課	32,320 9,400
												行政財産使用料 合計	
20	05	行政財産使用料	環境政策課 市民課					12,570 129,750					
		行政財産使用料 合計						142,320					
10	行政財産使用料	環境事業課 生活環境課	37,960 32,610										
		行政財産使用料 合計						70,570					
40	20	行政財産使用料	公園緑地課 市街地整備課					609,570 91,000					
		行政財産使用料 合計						700,570					
45	05	行政財産使用料	警防課 消防総務課					144,480 49,070					
		行政財産使用料 合計						193,550					
50	10	行政財産使用料	学校給食課 教育施設課					3,960 345,840					
		行政財産使用料 合計						349,800					
		15	行政財産使用料					学校給食課 教育施設課	22,140 183,610				
								行政財産使用料 合計		205,750			
20	行政財産使用料	社会教育課 青少年課 文化財保護課	138,210 210,910 27,249										
		行政財産使用料 合計						376,369					

(一般会計 続き)

(単位：円)

款	項	目	節	事業名	所属	決算額											
50	10	10	15	諸証明手数料	愛甲地区市民センター	46,200											
					依知南地区市民センター	151,200											
					依知北地区市民センター	402,900											
					荻野地区市民センター	281,400											
					玉川地区市民センター	55,800											
					厚木南地区市民センター	41,700											
					厚木北地区市民センター	8,100											
					市民税課	10,358,700											
					小鮎地区市民センター	139,800											
					森の里地区市民センター	88,200											
					相川地区市民センター	127,800											
					南毛利地区市民センター	196,200											
					睦合西地区市民センター	122,400											
					睦合南地区市民センター	183,300											
					睦合北地区市民センター	141,300											
			緑ヶ丘地区市民センター	219,600													
			諸証明手数料 合計						12,564,600								
			20			20	戸籍交付手数料	愛甲地区市民センター	105,600								
								依知南地区市民センター	296,250								
								依知北地区市民センター	686,400								
								荻野地区市民センター	551,400								
								玉川地区市民センター	144,450								
								厚木南地区市民センター	108,450								
								厚木北地区市民センター	18,900								
								市民課	15,461,400								
								小鮎地区市民センター	421,650								
								森の里地区市民センター	200,100								
								相川地区市民センター	349,500								
								南毛利地区市民センター	406,800								
								睦合西地区市民センター	261,900								
								睦合南地区市民センター	404,100								
								睦合北地区市民センター	364,200								
								緑ヶ丘地区市民センター	318,300								
								戸籍交付手数料 合計						20,099,400			
								住基ネット手数料					依知南地区市民センター	300			
						依知北地区市民センター	600										
						荻野地区市民センター	1,200										
						玉川地区市民センター	600										
						市民課	68,100										
						相川地区市民センター	300										
						睦合西地区市民センター	1,200										
						睦合南地区市民センター	1,500										
						睦合北地区市民センター	1,500										
						緑ヶ丘地区市民センター	1,200										
						住基ネット手数料 合計							76,500				
						諸証明交付手数料										愛甲地区市民センター	416,700
																依知南地区市民センター	1,404,000
依知北地区市民センター	2,898,900																
荻野地区市民センター	2,386,200																
玉川地区市民センター	406,500																
厚木南地区市民センター	340,800																
厚木北地区市民センター	53,700																
市民課	38,186,400																
小鮎地区市民センター	1,330,800																
森の里地区市民センター	819,600																
相川地区市民センター	1,095,000																
南毛利地区市民センター	1,759,500																
睦合西地区市民センター	1,079,100																
睦合南地区市民センター	1,971,000																
睦合北地区市民センター	1,540,500																
緑ヶ丘地区市民センター	1,473,600																
諸証明交付手数料 合計								57,162,300									
30	05			諸証明手数料	農業委員会事務局			102,000									
					農業政策課	3,600											
					諸証明手数料 合計						105,600						
55	10	40	10	社会資本整備総合交付金（道路事業）	道路維持課	57,640,000											
					道路整備課	272,024,000											
					社会資本整備総合交付金（道路事業） 合計						329,664,000						

(一般会計 続き)

(単位：円)

款	項	目	節	事業名	所属	決算額			
60	10	10	35	水源環境保全・再生市町村補助金	河川ふれあい課	17,100,000			
				生活環境課	53,911,000				
				農業政策課	18,700,000				
						水源環境保全・再生市町村補助金 合計		89,711,000	
			15	05	高齢者在宅福祉事業費補助金	健康長寿推進課	1,729,000		
					介護福祉課	2,000			
					高齢者在宅福祉事業費補助金 合計	1,731,000			
			45	05	神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金	危機管理課	5,081,000		
						救急救命課	395,000		
						警防課	20,607,000		
						建築指導課	1,620,000		
						消防総務課	15,678,000		
						神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金 合計	43,381,000		
			65	05	05	05	土地貸付収入	まちづくり推進課	5,760
							財産管理課	32,951,353	
市街地整備課	18,660								
保育課	7,560								
		土地貸付収入 合計				32,983,333			
建物貸付収入	健康長寿推進課	1,188,698							
	財産管理課	15,595,466							
	地域包括ケア推進課	6,653,287							
	商業にぎわい課	144,639							
	建物貸付収入 合計	23,582,090							
10	05	05				市有地売却収入	財産管理課	5,429,109	
							道路管理課	3,256,405	
							道路整備課	14,837,220	
							下水道総務課	11,392,140	
							警防課	12,410,030	
			市有地売却収入 合計	47,324,904					
85	25	15	10	広告料収入	広報課	6,501,000			
				文化生涯学習課	50,000				
				行政経営課	239,059				
				情報政策課	1,152,000				
				市民税課	40,000				
				障がい福祉課	15,000				
				健康長寿推進課	462,000				
				健康づくり課	246,400				
				市民課	540,000				
				都市計画課	564,000				
				学務課	12,000				
				青少年課	1,313,210				
				農業委員会事務局	80,000				
				広告料収入 合計	11,214,669				
			15	成年後見申立手数料	障がい福祉課	5,514			
					介護福祉課	11,120			
				成年後見申立手数料 合計	16,634				
			神奈川県後期高齢者医療制度事業補助金	国保年金課	3,580,000				
				介護福祉課	4,672,000				
				神奈川県後期高齢者医療制度事業補助金 合計	8,252,000				
			35	アミューあつぎ電気ガス水道料受入金	文化生涯学習課	2,357,649			
					商業にぎわい課	53,623,333			
	アミューあつぎ電気ガス水道料受入金 合計	55,980,982							
90	05	40	10	道路新設改良事業債	道路管理課	39,800,000			
				道路整備課	3,425,100,000				
				道路維持課	456,100,000				
				道路新設改良事業債 合計	3,921,000,000				

(2) 公共用地取得事業特別会計

(単位：円)

款	項	目	節	事業名	所属	決算額
10	05	05	05	一般会計繰入金	道路管理課	376,555
					道路整備課	59,106,781
					市街地整備課	37,963,131
					社会教育課	12,491,102
					一般会計繰入金 合計	109,937,569

2 歳入 その他雑入「ほか」一覧

(1) 一般会計

ア 総務費 その他雑入「ほか」

(単位：円)

款	項	目	節	事業名	所属	収入済額	
85	25	15	10	自治会防犯カメラ電気料	セーフコミュニティくらし安全課	13,763	
				公衆電話料	財産管理課	11,390	
				庁舎食堂ほか光熱水費	財産管理課	929,029	
				実費弁償受入金（職員課き章分）	職員課	7,086	
				その他雑入（企業会計）（事後調定・特定財源）	財産管理課	98,879	
				実費弁償受入金（職員課名札分）	職員課	3,000	
				証明発行受入金（コンビニ・自動交付機分）	市民課	144,387	
				複写収入（共通）	市民協働推進課	65,240	
				雇用保険料受入金（共通）	文化生涯学習課	54,524	
					職員課	808,159	
					情報政策課	20,016	
					行政総務課	5,625	
					財政課	5,068	
					財産管理課	11,821	
					収納課	36,067	
					市民課	22,782	
					市民協働推進課	19,325	
					セーフコミュニティくらし安全課	169,860	
					その他雑入（共通）（単件調定）	職員課	4,391,999
						行政総務課	156,668
						契約検査課	12,650
				情報政策課		1,857,978	
				財政課		164,450	
				観光振興課		299,406	
				その他雑入（共通）（事後調定）	文化生涯学習課	454,174	
					市民課	260	
					交通安全課	101,703	
				その他雑入（共通）（単件調定・一般財源）	青少年課	5,474	
					職員課	4,501,599	
その他雑入（共通）（事後調定・一般財源）	広報課	94,520					
	財産管理課	7,836,557					
計						22,303,459	

イ 民生費 その他雑入「ほか」

(単位：円)

款	項	目	節	事業名	所属	収入済額				
85	25	15	15	在宅成人歯科健康診査事業補助金	健康づくり課	37,000				
				公衆電話使用料	地域包括ケア推進課	580				
					健康長寿推進課	6,290				
				自動販売機電気使用料	介護福祉課	14,204				
				講座参加者負担金（共通）	子育て支援センター	11,700				
				生きがいセンター光熱水費負担金	介護福祉課	326,669				
				消費税仕入控除税受入金（共通）	介護福祉課	13,130				
				雇用保険料受入金（共通）	職員課	143,320				
					福祉総務課	101,213				
					地域包括ケア推進課	4,310				
					生活福祉課	28,541				
					障がい福祉課	7,514				
					こども育成課	311,070				
					子育て給付課	27,044				
					保育課	167,316				
					家庭相談課	79,560				
					子育て支援センター	46,105				
					介護福祉課	7,414				
					国保年金課	31,016				
					青少年課	40,167				
				その他雑入（共通）（単件調定）	福祉総務課	41,000				
					生活福祉課	2,178,272				
					保育課	8,200				
					子育て支援センター	57,679				
				その他雑入（共通）（単件調定）	国保年金課	323,400				
					健康長寿推進課	3,094,691				
				計						7,107,405

ウ 衛生費 その他雑入「ほか」

(単位：円)

款	項	目	節	事業名	所属	収入済額
85	25	15	20	再任用職員雇用保険料受入金（衛生）	職員課	197,761
				臨時職員雇用保険料受入金（環境事業課分）	環境事業課	26,908
				衛生プラント管理棟の共用に伴う諸費用	生活環境課	634,664
				自動販売機電気使用料	環境事業課	131,119
					生活環境課	157,464
				その他雑入（環境事業課）	環境事業課	116,384
				その他雑入（健康長寿推進課）	健康長寿推進課	348,540
				その他雑入（健康づくり課単件分）	健康づくり課	15,321
				雇用保険受入金（健康づくり課分）	健康づくり課	62,129
				その他雑入（市民課分）	市民課	350
				その他雑入（市民課分・電気使用料）	市民課	112,189
				その他雑入（環境政策課）	環境政策課	600,648
				雇用保険料受入金（共通）	職員課	44,062
計						2,447,539

エ 商工費 その他雑入「ほか」

(単位：円)

款	項	目	節	事業名	所属	収入済額
85	25	15	35	雇用保険料受入金（消費生活センター分）	セーフコミュニティくらし安全課	35,572
				雇用保険料受入金（商業にぎわい課分）	商業にぎわい課	5,139
計						40,711

オ 土木費 その他雑入「ほか」

(単位：円)

款	項	目	節	事業名	所属	収入済額
85	25	15	40	水道等使用料	公園緑地課	1,023,417
				雇用保険料受入金（公園緑地課分）	公園緑地課	5,597
				公衆電話料金	公園緑地課	240
				敷金運用金	住宅課	392
				複写収入（道路管理課道路台帳分）	道路管理課	151,960
				複写収入（建築指導課分）	建築指導課	114,320
				その他雑入（住宅課分）	住宅課	3,588,216
				複写収入（河川ふれあい課）	河川ふれあい課	80
				複写収入（道路管理課国土調査費分）	道路管理課	6,940
				複写収入（都市計画課）	都市計画課	108,030
				複写収入（開発審査課）	開発審査課	6,580
				再任用職員雇用保険料受入金（土木）	職員課	75,766
				その他雑入（市街地整備課分）	市街地整備課	2,189,000
				電気使用料（都市計画課）	都市計画課	12,506
				雇用保険料受入金（共通）	職員課	668
				雇用保険料受入金（共通）	住宅課	6,389
				境界標負担金（企業会計分）	道路管理課	59,136
				境界標売払収入	道路管理課	62,205
				その他雑入（共通）（単件調定）	都市計画課	22,510
計						7,433,952

カ 消防費 その他雑入「ほか」

(単位：円)

款	項	目	節	事業名	所属	収入済額
85	25	15	45	その他雑入（消防本部分）	消防総務課	386,668
				再任用職員雇用保険料受入金（消防）	職員課	66,209
				雇用保険受入金（予防課分）	予防課	6,040
				その他雑入（警防課分）	警防課	2,199,425
				雇用保険料受入金（危機管理課分）	危機管理課	14,243
				災害支援型自動販売機電気使用料	危機管理課	803,420
計						3,476,005

キ 教育費 その他雑入「ほか」

(単位：円)

款	項	目	節	事業名	所属	収入済額
85	25	15	50	図書館資料複写収入	中央図書館	198,600
				その他雑入(学務課分)	教育施設課	271,093
				その他雑入(北部学校給食センター分)	学校給食課	174,287
				その他雑入(南部学校給食センター分)	学校給食課	127,856
				その他雑入(社会教育課分)	社会教育課	1,048,233
				その他雑入(文化財保護課分)	文化財保護課	389,930
				その他雑入(スポーツ課分)	スポーツ推進課	100,609
				その他雑入(中央図書館分)	中央図書館	46,683
				雇用保険料受入金(スポーツ課分)	スポーツ推進課	24,293
				臨時職員雇用保険料受入金(中央図書館分)	中央図書館	4,106
				雇用保険受入金(南部学校給食センター分)	学校給食課	54,954
				雇用保険受入金(学校給食課分)	学校給食課	10,134
				雇用保険料受入金(文化財保護課分)	文化財保護課	19,731
				再任用職員雇用保険料受入金(教育)	職員課	54,122
				その他雑入(学校給食課分)	学校給食課	417,375
				雇用保険料受入金(学務課分)	学務課	4,541
				雇用保険料受入金(教職員課分)	教職員課	84,052
				雇用保険料受入金(社会教育課分)	社会教育課	7,454
				雇用保険料受入金(教育研究所分)	教育研究所	16,702
				雇用保険料受入金(青少年教育相談センター)	青少年教育相談センター	167,382
				その他雑入(公民館太陽光発電分)	社会教育課	167,259
				雇用保険料受入金(教育指導課分)	教育指導課	44,790
				その他雑入(小中学校太陽光発電分)	教育施設課	1,084,636
				小学校給食費遅延損害金	学校給食課	46,300
				中学校給食費遅延損害金	学校給食課	26,200
				雇用保険料受入金(共通)	職員課	10,859
計						4,602,181

3 歳出「ほか」一覧

(1) 一般会計

(単位：円)

款	項	目	親事業名	子事業名	所属	決算額		
10	05	05	共通物品調達費	共通消耗品購入費	行政総務課	4,112,849		
				共通物品調達費(財産管理課分)	財産管理課	481,800		
		共通物品調達費 合計						4,594,649
		一般管理事務経費	契約事務経費	契約検査課	420,349			
			工事検査事務経費	契約検査課	911,273			
			弁護士経費	行政総務課	2,473,000			
			宿日直事務経費	職員課	9,899,829			
		一般管理事務経費 合計						13,704,451
		40	財産維持管理事業費	財産維持管理事業費	財産管理課	13,093,493		
					健康長寿推進課	1,830,120		
	財産維持管理事業費 合計						14,923,613	
	庁舎維持管理事業費	庁舎維持管理事業費	庁舎維持管理事業費	財産管理課	422,046,586			
				産業振興課	12,925,000			
				消防総務課	3,968,756			
				教育施設課	17,030,684			
	財産維持管理事業費 合計						455,971,026	
	庁舎資源再生事業費	庁舎資源再生事業費	庁舎資源再生事業費(行政総務課分)	行政総務課	2,980,224			
			庁舎資源再生事業費(財産管理課分)	財産管理課	4,315,670			
	庁舎資源再生事業費 合計						7,295,894	
	10	35	市民協働推進事業費	市民協働推進事業費	障がい福祉課	481,000		
環境事業課					1,025,000			
市民協働推進課					355,048			
健康づくり課					328,798			
環境政策課					685,000			
市民協働推進事業費 合計						2,874,846		
55		文化事務経費	文化行政事務費	文化生涯学習課	20,000			
			友好親善事務経費	企画政策課	941,760			
文化事務経費 合計						961,760		
15		05	福祉政策事務経費	福祉政策事務経費	福祉総務課	2,035,907		
	地域包括ケア推進課				33,091			
	福祉政策事務経費 合計						2,068,998	
	15	在宅福祉推進事業費 (在宅サービス事業)	高齢者緊急一時保護事業費	介護福祉課	552,120			
			日常生活用具貸与給付等事業費	介護福祉課	11,610,046			
			ひとり暮らし高齢者等支援事業費	介護福祉課	1,142,444			
			理髪、はり・きゅう・マッサージ助成事業費	介護福祉課	14,433,000			
			家族等支援事業費	介護福祉課	6,339,161			
	高齢者タクシー事業費	地域包括ケア推進課	4,171,282					
	在宅福祉推進事業費(在宅サービス事業) 合計						38,248,053	
	高齢福祉事務経費	高齢福祉事務経費	介護福祉課	3,522,895				
			地域包括ケア推進課	2,878,846				
	高齢福祉事務経費 合計						6,401,741	
	45	生きがい対策事務経費	生きがい対策事務経費	介護福祉課	145,043			
				地域包括ケア推進課	34,982			
生きがい対策事務経費 合計						180,025		
10	10	保育対策総合支援事業費 補助金過年度返還金	保育対策総合支援事業費補助金過年度返還金	こども育成課	250,000			
				保育課	6,752,000			
保育対策総合支援事業費補助金過年度返還金 合計						7,002,000		
20	05	健康づくり事業費	食生活改善推進事業費 健康あつぎ推進事業費 あゆこらちゃんGENKIポイント事業	健康づくり課	727,113			
				健康づくり課	367,343			
				健康長寿推進課	2,782,670			
	健康づくり事業費 合計						3,877,126	
	15	環境政策事務経費	環境政策事務経費	環境政策課	342,207			
			環境事業課	179,000				
環境政策事務経費 合計						521,207		
35	05	10	アミューあつぎ運営管理事務経費	商業にぎわい課	24,341,778			
				文化生涯学習課	344,951,231			
				文化生涯学習課	8,430,730			
アミューあつぎ運営管理事務経費 合計						377,723,739		
40	05	土木総務事務経費	営繕関係事務経費 道路管理事務経費	建築課	4,235,282			
				道路管理課	8,440,744			
				土木総務事務経費 合計				
20	05	公共用地取得事業特別会計繰出金	公共用地取得事業特別会計繰出金	道路管理課	376,555			
				道路整備課	59,106,781			
公共用地取得事業特別会計繰出金合計						59,483,336		

(一般会計 続き)

(単位：円)

款	項	目	親事業名	子事業名	所属	決算額	
50	05	10	事務局運営費	事務局運営費 (学校施設課分)	教育施設課	458,781	
				事務局運営費	教育総務課	86,759,715	
			事務局運営費 合計				
	10	05	小学校維持管理事業費	小学校維持管理事業費	教育施設課	321,286,019	
					学務課	24,447,871	
	小学校維持管理事業費 合計					345,733,890	
	10		学校保健事業費 (小学校)	健康診断事業費	学務課	7,397,804	
				保健室整備運営費	教育施設課	1,389,546	
					学務課	14,498,603	
				要保護及び準要保護児童医療費等経費	学務課	796,900	
				独立行政法人日本スポーツ振興センター 共済掛金負担金	学務課	10,283,405	
				児童安全経費	学務課	1,166,997	
				学校保健事業費 (小学校) 合計			
	15	05	中学校維持管理事業費	中学校維持管理事業費	教育施設課	137,433,195	
					学務課	14,216,454	
	中学校維持管理事業費 合計					151,649,649	
	10		中学校維持補修事業費	中学校維持補修事業費	教育施設課	105,414,012	
					学校給食課	17,225,263	
				中学校災害対策事業費	危機管理課	2,947,945	
					教育施設課	88,828,850	
	中学校維持補修事業費 合計					214,416,070	
	10		学校保健事業費 (中学校)	健康診断事業費	学務課	6,193,353	
				保健室整備運営費	教育施設課	923,694	
					学務課	8,405,432	
				要保護及び準要保護児童医療費等経費	学務課	963,380	
				独立行政法人日本スポーツ振興センター 共済掛金負担金	学務課	5,263,500	
				生徒安全経費	学務課	596,021	
				学校保健事業費 (中学校) 合計			
	60	05	05	市債元金償還金	市債元金償還金 (財政課分)	財政課	4,988,876,868
					市債元金償還金 (市民協働推進課分)	市民協働推進課	6,128,308
市債元金償還金 合計						4,995,005,176	
10		市債利子	市債利子 (財政課分)	財政課	234,813,971		
			市債利子 (市民協働推進課分)	市民協働推進課	491,638		
			市債利子 合計				

(2) 公共用地取得事業特別会計

(単位：円)

款	項	目	親事業名	子事業名	所属	決算額
05	05	05	市債元金	市債元金	市街地整備課	37,390,081
					社会教育課	12,244,442
					道路整備課	58,242,215
					道路管理課	702,833,333
				市債元金 合計		
	10		市債利子	市債利子 (市街地整備課分)	市街地整備課	573,050
				市債利子 (社会教育課分)	社会教育課	246,660
				市債利子 (道路整備課分)	道路整備課	620,555
				市債利子 (用地国債)	道路管理課	1,830,537
				市債利子 合計		
18	10	05	任意事業費	任意事業費	介護福祉課	5,864,693
					地域包括ケア推進課	413,521
任意事業費 合計					6,278,214	